

平成22年第356回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年6月14日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第35号・第36号・第37号・第38号・第39号

請願第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青山英樹君	2番	竹元孝夫君
3番	鈴木隆司君	4番	鈴木一夫君
5番	藤井精七君	6番	棚木良一君
7番	大木義正君	8番	角田秀明君
9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	12番	遠藤守君
13番	根本信雄君	14番	吉田伸君
15番	栗崎千代松君	16番	柏村栄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	富永祥二君
町民生活課長	円谷一雄君	保健福祉課長	深谷昌利君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

須 藤 源 太 君

都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君

会計管理者
兼出納室長 小 針 茂 君

教育次長兼
学校教育課長 藤 田 忠 晴 君

生涯学習課長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀

主 幹 兼
局長 補 佐 水 戸 邦 夫
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程に先立ちまして、去る6月11日の全員協議会において、角田秀明君からの矢吹中学校改築検討特別委員会の副委員長の辞退の申し出を許可し、あわせて副委員長に鈴木一夫君が選任されましたので報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（柏村 栄君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 吉 田 伸 君

○議長（柏村 栄君） 通告1番、14番、吉田伸君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） おはようございます。

356回の議会も、きょう一般質問で私第1番目と、議員になって初めてでございます。こういうことがあるのかと思って私自身がびっくりしております。きょうより梅雨に入りまして、雨が降っております。しばらくの雨で本当に、一般質問のときなぜ雨が降るのかという不思議な考えもありますけれども、これもまた自然現象で。また、きょうは朝早くから傍聴者の皆様、本当にありがとうございます。我々議員も、町政発展のために真剣になって議会運営に参加しております。ぜひともこれをまた機会にして、傍聴席に来ていただくように心からお願いして始めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

先般、3月の下旬に宮崎県の、我が町と三大開拓地で友好関係のある川南町を中心として口蹄疫が出ました。私は同じ職業をしているもんですから、その以前に中国とか東南アジア並びに韓国に大分口蹄疫が出ているものですから、入らなければいいというふうな不安も持っていたわけです。先ほど言ったように、3月下旬、宮崎県に口蹄疫が入ったということで、10年前に同じような口蹄疫がありましたけれども、そのときには処置が早くて1カ月くらいで終わったものですから、このたびもそういうふうな対策をとっていただければというふうな期待感もありましたけれども、ウイルスの違いで蔓延しているというふうな現状であります。この一般質問の時期には恐らくおさまらんんじゃないかと、そういうことで、義援金ということで一般質問をするわけですが、先ほど言ったようにウイルスの違いでなお一層拡大しているというふうな現状でございます。

問題が別になりますので話をもとに戻しますけれども、先ほど言ったように、我が矢吹町と川南町は友好都

市を結んでおります。三大開拓地ということで、十和田市と矢吹町と川南町がそれぞれの関連していることで、子供たちの交流とか、議員の交流とか、行政の交流とかいろんなことでお互い関連事業を持ちまして、友好関係をはぐくんでおります。町長は、同じ友好都市でこの友好を結んでいる川南町に義援金を送らしようということで、今行政を主体としてそういうことをやっていたという状態でございますが、私は、先ほど言ったように同業者としても大変ありがたいことでありますし、そういうふうな友好関係を結んでいる地域にそういうふうな温かい気持ちがあるということは、これはお互いの災難に遭ったときに援助していただくということは非常にありがたいことでありますし、行政の長としてそういう判断があるということは、私は尊敬するに値すると、そういうふうに感じております。冒頭から褒めるつもりではありませんけれども、一般質問でこういうことを言うのは何ですけれども、長としての判断が私はすばらしいと、一応冒頭から褒めておきたいと思えます。

もちろん、先ほど言ったように口蹄疫が終わったわけではありません。まだまだ拡大しております。よってこれが鎮静化するのに、いつ先のことがどのように変わっていくかわかりませんので、一般質問を出したときには先ほど言ったように鎮静化するんじゃないかと、そういうことを考えておりましたものですから、その状況とまた違う状況になっているということで、同じく同僚議員の藤井議員が一般質問で質問しておりますけれども、これは同じ地域、同じ考え方で同じ質問になったんだと思えますけれども、その対応を、関連したことでありますけれども、町長の方針を示していただければありがたいことだと思います。そして引き受けてくれれば、学校関係でもこの義援金に賛助しているということでもあります。子供の情操教育上、同じ交流を結んでいる川南町の子供たちのご家庭が困っているという状況を考えれば、こういう心の交流が一番大事なことで私は考えるものですから、あわせて教育長の方針を示していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問にいきます。

3月議会で、同僚議員より、運動公園をこれからどのようにするのかということで質問がありました。また執行部より、今後の課題として運動公園の問題を示しております。私思うに、あの運動公園用地は、他町村に比べますと矢吹町は、大変何というんですか、矢吹が原大地というんですか、平坦な地域でありますから、各違う郡境とかそういうところに行ってみますと、いかにこの町が開発に適している土地なのかということが他町村から見るとよくわかります。ですからあの運動公園用地も、ぜひとも将来の都市計画を考え、そして産業を考え、町長は若者定住化促進事業ということをやっております。ならば次の世代に贈る大事な町有地であります。ですから、ただ保養とかそういうもので考えるだけでなく、教育の施設、並びに求めることのない土地ですから適切に次の世代に移り渡せるような、そういうふうな開発をしていただきたいと心から思うものでありまして、この見解をあわせてお示しいただければ幸いですので示してください。

3点目に移ります。私は農業のということで打ち出しましたけれども、これは話が違っていて、できれば産業のということで訴えたいと思えます。

世代を越えて今6次産業ということでなっておりますけれども、顧みれば農商工一体というふうな、そういうふうな感覚の問題です。特に景気活性化の一環事業として、やはりこれだけ地方の経済が疲弊しているときに何で地方の地域活性化を振興していこうかとすれば、やはり地産地消、地場産業に手を入れて、その地域

に合った産業をつくっていただきたいと、これはもっともなことでありまして、日本全国が一律に線を引いて同じだということは絶対ありません。矢吹町には矢吹町の特産物をつくって、そしてその産物を商業の路線にのせまして消費者の方に買っていただく、持ってくるのではなく地域のもを商品にして買っていただくと、そういうふうな事業を国も県もそろそろやらなければならないことだということで、地域の活性化と、先ほど言ったように、そういうことで方針を定めてきたと、そういうふうに私は考える所存であります。この問題はなかなか、時間と経費とアイデアですか、そういうものがかかりますから、大変なことは十二分にわかりますけれども、ただ地域の活性化というわけではなく、何で活性化するというところに入り得れば、今後の町の方針並びに先端を切ってそういうふうな事業に取り組んでいただければありがたいことだと思います。よって、担当課も大変でしょうけれども、そこに町の今後の方針、将来の未来像があるとすれば、やはりプロジェクトを組んでやっていただくと、そういうふうなことの重要さだと私は考える所存であります。よって見解をお示しく下さい。

4番目に入ります。子宮頸がんのワクチンの予防接種の問題であります。

日本で、成人病で亡くなる方が年間に114万人いるそうです。35万人の方ががんで亡くなっております。その中に、私は男性ですからなかなか言いづらいことですが、ここに、傍聴者の席に女性の皆さんがおりますけれども、子宮頸がんが亡くなる方が約4万弱です。これが今、予防ワクチンを打ちますと、子宮頸がんの発生率が100%近くなくなるというデータが出ております。ただし公費が約4万五、六千円でしょうか、かかるというふうな報告がなされております。矢吹町はがん追放宣言ということをやっております。もちろん、先ほど言いました若者定住化促進事業というものも打ち出しております。教育委員会では、あすの矢吹町を考える会ということも打ち出しております。もちろん、皆さんご承知のとおり、現在は少子化の時代であります。その子供さんの大切さと、そしてその子供を産んでくれるお母さんの大切さもわかります。そのお母さんの病気をワクチンの予防接種ということで防げれば、そしてそういうふうな行政、そうすれば野崎町長が打ち出した若者定住促進事業というものが、内部から私は評価されるものだと思います。

考えれば、子供を産んで、これから家庭生活を大事にして子供の教育に向かおうというときに、年代的に見ますとそのころに発生する確率が多いです。子育ての一番大切なときに、もし予防ワクチンでそういうふうな対策ができるとすれば、これはやっておくべきだし、これから検討するべきものと私は考える所存であります。同じく、この質問については同僚議員の藤井議員も恐らく後で訴えることだと思いますけれども、やはり地方議会においてもこの質問が大分出ております。NHKあたりでも、テレビでいろんな状況から報道しております。ですから、先ほど言ったように大変なことはわかりますけれども、対応する、対応しなければならない時期が来ているんじゃないかと、今後の野崎町政の施策として考えていただくと、そういうふうな考える所存であります。見解をお示しく下さい。

5番目に入ります。

私の住んでおります中畑の一番外れの平鉢という集落は、以前はテレビ電波の流れが大変よかったところです。ご承知のとおり来年の7月から、アナログから地デジに変わります。受信が悪いもんですからNHKを通して調べてもらったところ、地域がすべて電波障害、要するに難視ですね、難視地域だということがわかりました。よって企画課の応援を受けまして、都合5回ほど集まっていたいで対策をとりました。工事はこれか

らの事業ですけれども、要するに私の訴えたいことは、総務省でも国でも、本年度よりそういう対策をしております。ですから私の地域だけじゃなく、電波の障害のある地域は恐らくたくさん、口に出さないだけであるだろうと思いますので、国の事業として総務省でそういうことが今現在行われておりますので、そういうふうな対策をしていただければ、わからないよりは、そういうふうな事業があるということを示していただければ困っている人たちが助かると、そういうふうに思いますので、この見解も示していただければありがたいことだと思います。

それでは最後に、ゆとりの教育の見直しが言われております。皆さんご承知のとおり、この文科省のゆとりの教育となってから日本の子供たちの学校教育のレベルが下がっていると、そういうふうな報道がされております。数字についてはなかなか発表できることではありませんので細かい数字は出しておりませんが、いろんな報道番組で言われておりますとおり、学校教育のあり方というのが今問われております。もちろん年数にしてちょうどそういうふうな見直しが言われるときだと私は感じます。私自身から考えれば、義務教育というものは基礎と基本を学ぶと、そこから、次から、次からという用語がありますけれども、高校とか大学に行って自分の進路を見つけるときに、その方針を考えるものだ。それでそのころに初めて、自分が何をしたいのか、何をするのか、選択が生まれてくると、そういうふう考えるものでありますから、やはり先ほど言ったとおり、基礎、基本、そういうものを大切にする、それが義務教育だと私は考えております。

皆さんご承知だと思いますけれども、秋田県が、この教育についてはゆとりの教育が出てから数段伸びております。本来ですと教育の有利な条件というのは、都市近郊が条件的にも恵まれているはずであります。なぜ東北の一番外れであります、外れという青森県ですから、その手前ですから多少言葉に語弊があるかも知れませんが、秋田県が伸びるのか。そういう中に、いろんな角度から考え方はあるでしょうけれども、大切な考え方を含んでいるんじゃないかと私は考えます。よって教育長にお尋ねしたいことは、矢吹町の今後の教育のあり方について、教育長としての指針を述べていただければありがたいことだと思います。ぜひとも今、中学校改築ということで新しい校舎が来年度できます。建物がよくなって、あわせて中身がよくなれば私は目的が達成できるものだ。教育長の指針を示していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

では、1回目の質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、14番、吉田議員のご質問にお答えします。

初めに、友好都市川南町での家畜伝染病口蹄疫対策支援の義援金についてのおただしであります。まず、今般の川南町での口蹄疫の大量感染による被害に際しましては、心よりお見舞いのお言葉を申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りしております。

さて、日本三大開拓地としての交流を深めている宮崎県川南町の支援につきましては、町を挙げて支援を行うことといたしました。町からの支援金につきましては、同じく交流事業を行っている青森県十和田市と支援

の方法について協議をし、義援金として100万円を送ることといたしました。町民への協力依頼につきましては、区長会において5月24日に緊急役員会を開催し、各行政区単位で募金の集約を行うことを決定し、今月18日まで募金活動を行っております。また募金活動を広く町民に呼びかけるため、広報やぶき6月号に記事の掲載及びチラシの折り込みを行うとともに、公共施設や金融機関、小売店などの店頭にはポスターと募金箱を設置し募金を呼びかけているほか、畜産農家や日本三大開拓地子ども交流参加者の保護者にも協力を呼びかけるため依頼文を送付しております。さらに会社等の事業所にもポスターを設置していただき、従業員の皆さんへの募金の呼びかけをお願いしているところであります。これらの活動により寄せられた募金は6月末に集約し、7月初旬に川南町へお送りすることとしておりますが、募金集約の結果につきましては、広報やぶき8月号でお知らせする予定としております。なお町三役と町職員については、早速募金活動を行い、17万6,000円を5月28日に川南町へ送金いたしております。今後とも川南町の被害の状況を的確に把握しながら、逐次この後も支援の輪を広げ、日本三大開拓地として友好都市のきずなを太くし、交流を深めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても特段のご理解とご協力をお願いいたします。なお、川南町の日でも早い被害終息と復興を重ねてお祈り申し上げます。

次に、総合運動公園用地の利活用についてのおただしであります。総合運動公園事業につきましては、その予定地といたしました寺内、鍋内地区の皆さんを初め、関係機関団体の皆さんのご協力をいただき、整備に向けた基本計画の策定等を進めながら用地の取得を進め、平成15年度までに約22ヘクタールの用地買収を完了いたしました。それ以降、着手に向けた準備を進めていたところでありますが、国の三位一体の改革による地方財政制度の変更に対応する必要があることから、本町の財政基盤の再建を優先することが必要と判断し、平成18年度に大規模事業等の実施の見直しを行った結果、総合運動公園事業については凍結との結論に達し、現在に至っております。

凍結としておりました期間においても、巨費を投じて取得した土地であり、町民の財産でありますから、その有効活用を望む声も少なくなく、町としても活用すべく検討が必要とし、これまでに活用の方向性として、1つは、必要最小限の運動施設機能を備えた農村公園的な整備の考え方、2つ目は、民間の活力を活用した開発等により経済効果を高める考え方、3つ目は、売却等の方法により運動施設以外の利活用をするなどの選択肢に絞り込んできました。議員からご意見をいただきましたように、昨年度まで取り組んでまいりました財政再建3カ年計画は目標を達成し、その一つとした矢吹中学校の整備の着手に合わせ、その他の教育施設の耐震化整備を進めることができました。

今後は、これまで凍結あるいは先送りとした事業について改めて実施等の検討を行い、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画に位置づけてまいりたいと考えております。そのようなことから、総合運動公園用地の利活用につきましても、今年度具体的な検討を進めるべく、5月には関係課の係長相当職を構成員として総合運動公園用地利活用検討会議を設置したところであり、所管する分野からの多面的検討が進められています。今後はその検討結果をもち、町民の皆さんの意見を伺い、後期基本計画への反映をしてまいりたいと考えております。

先ほど議員からいただきました次世代に誇れる、また残せるようにとの活用の例についても方法の一つとして検討に含めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業の6次産業の推進化についてのおたただしですが、6次産業とは、1次産業、2次産業、3次産業の3つの産業を、有機的連携を基本に独自性のある新たな産業を展開するものであり、いわゆる産業の農商工連携と受けとめております。

本町におきましては、農商工連携の推進策の一つとして、昨年度までは、農政係においては農業を町の基幹産業ととらえ、地産地消、グリーンツーリズム、町産米・農産物の販路拡大、都市部への直売活動などの事業を推進展開してきました。また商工振興対策室においては、企業誘致、商店街の活性化、空き店舗対策、中小企業の活性化支援などの事業を展開してきましたが、町の産業の活性化を促進し、農業、商業、工業の3つの産業が連携、さらには融合できるように、本年4月に産業振興課の組織の一部を見直し、産業活性化推進室、農地調整チームを再編し、農商工の連携による産業の振興に積極的に取り組むこととしております。また地域産業の連携については、県南地方の豊かな地域資源、地域力を生かしながら、農林業者と商工業者が地域連携できる「しらかわ・地域産業6次化ネットワーク」がことし5月に立ち上げられております。本町としましてはこのネットワークに積極的に参画し、矢吹町を初めとする県南地方の市町村の産業の活性化、農商工連携に努めてまいります。

今後の産業の活性化策、農商工連携につきましては、学校給食への地産地消、グリーンツーリズム、町産米・農産物の販路拡大、都市部への直売活動、企業誘致、商店街の活性化、空き店舗対策、中小企業の活性化支援などを強く推し進めるために、現在、地元の資源にさらに光を当てていく矢吹町産業活性化支援センターの早期設立を目指しており、雇用の創出、地産地消の推進、商店街活性化支援対策等、関係団体との相互連携を図りながら機能的かつ実用的なセンター運営を行うことにより、矢吹町の産業の活性化、農商工連携を促進することができ6次産業の推進化が図れるものと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子宮頸がんワクチン公費助成についてのおたただしですが、子宮頸がんの予防につきましては、満20歳以上年齢対象者に2年に1回の子宮頸がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めております。21年度には対象者4,186名に通知し、834名の方が受診されました。結果4名の方が要精検と判定されましたが、幸いにもがんではありませんでした。しかしながら、最近全国的には子宮頸がんが微増傾向にあり、特に若い人たちが子宮頸がんにかかってしまうことが大きな問題になっております。

子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルス（HPV）であることが解明されております。HPV予防ワクチンが昨年10月に厚生労働省で承認され、一般の医療機関で接種することができるようになりました。今年度、全国では41市町村、県内では大玉村と川俣町がワクチン費用の助成を予算化しており、1人につき3回接種で約5万円とし、一部自己負担を加味しての計上であります。国内では日本産科婦人科学会や日本小児科学会など合同で、11から14歳の接種対象として推奨することを検討していることから、本町のワクチン接種につきましては、今後国の動向及び県保健福祉部等の接種指標が示された後、指導をいただきながら効果や接種開始年齢、また費用などの課題を解決してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地上デジタル放送の難視対策についてのおたただしですが、議員もご承知のとおり、平成23年7月24日までに従来のアナログテレビ放送が終了し、残すところ約400日でデジタルテレビ放送に完全移行されます。

現在のアナログ電波は利用可能な周波数帯のすべてが使用されており、新しいサービスの提供が不可能な状況にあります。デジタル化をすることで約35%の空き電波が確保され、防災や地域福祉など、安全で安心な暮らしの実現のために役立てられます。国では、総務省テレビ受信者支援センター、いわゆるデジサポを中心に、受信状況調査や普及啓発活動等、完全移行に向けた各種取り組みを、地方自治体と連携を密にしながら実施しています。

さて、当町の現状については、従来のアナログテレビ放送はどのご家庭でもごらんいただけておりますが、デジタルテレビ放送が開始され、電波を発信する中継局の変更等により、一部の地域でデジタルテレビ放送の視聴が困難となっています。具体的には平鉢地区の約30世帯で、視聴困難である新たな難視地区として国より指定されました。また田内地区においても電波の実測調査を国に依頼しており、6月中には調査結果が出る見込みとなっています。平鉢地区の調査結果からは、当町の難視の主な原因としては、福島局からの電波が丘陵や山林等で遮られ弱くなっているものと考えられます。

このように、新たな難視地区として認定されることにより、地域の状況に対応した国の補助制度やNHKの助成制度を活用することができ、地区住民の皆様にも最小限の費用負担でデジタルテレビが視聴できるようになります。町といたしましては地域のデジタル電波の実情を把握することを第一とし、広報紙やホームページ、各行政区長を通じ情報収集等を行っておりますが、今後も継続して取り組み、平成23年7月24日の完全移行までに難視地区の解消に向けて努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、吉田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

14番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、今回の川南町での口蹄疫の感染拡大による被害につきましては、川南町の子供たち初め、町民の皆様にご心寄りのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興されることを心からお祈り申し上げたいと存じます。

さて、日本三大開拓地小学生交流事業で平成17年度から子ども交流を続けている川南町の口蹄疫被害対策に対する励ましなど、学校や子供たちの取り組みはどうかとおたがしですが、現在、町内の各小・中学校の子供たちの中には、日本三大開拓地小学生交流事業で川南町を訪問した子供もおりますし、友達になった子もいると思われまますので、川南町との子ども交流のよしみで励ましになればと、何らかの形にあらわしたいと考えております。そこで各小・中学校では、JRC活動あるいは児童会や生徒会活動などの中で、幾らかでも義援金を送りたいと募金活動を始めております。また励ましの手紙を、川南町の4つの小学校や2つの中学校に送ろうかなど、いろいろと実施に向けて検討しているところであります。川南町の子供たちにも一層元気を出していただき、川南町が今回の難局を乗り切っていただくことを皆様とともにお祈りしたいと思います。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ゆとりある教育の見直しが言われているが矢吹町の対策は、また今後の教育長の方針はというおたが

してありますが、国はこれまで文部科学大臣告示の学習指導要領において、学校教育にゆとりを持たせ、創意を生かした教育活動や総合的な学習の時間などを設定し、各学校の創意工夫をもとに、子供たちの体験活動などを取り入れたゆとりある教育活動を位置づけて、ゆとりの中で充実した教育を行う計画を進めてまいりました。しかし、ゆとりや体験を重視した結果、教科学習の時間数の減少により教科学力の低下を招いたのではないかという批判を受け、議員ご指摘のようにゆとり教育の見直しを行い、教科時間数と学習内容の増加を図り、学力向上や体力向上に国を挙げて取り組むよう学習指導要領を改訂したものであります。

矢吹町教育委員会におきましても、国や県とともにゆとりある教育の見直しを図り、平成23年度から実施となる学習指導要領の内容に基づき、21、22年度にはできるところから実施していくよう小・中学校に指示しているところであります。町内の小・中学校においては新教科書がまだできていませんが、できるだけ時間数の確保と学習内容の確認を行いながら、先取りして実施しているところであります。

また、私は教育長といたしまして、学校全体にゆとりを持たせることは極めて大事であると考えておりますが、子供たち一人一人にしっかりと学習させ、学力を身につけさせていくこともまた大事なことでと考えております。それはなぜかと申しますと、学校の教育活動全体にゆとりを持たせ、教師が子供たちと向き合う時間を確保し、個別指導したり、子供たちの話をじっくり聞いたり、あるいは保護者と面談したりする時間が必要だからです。そういうゆとりの中でこそ、子供一人一人の学習をよく見、一人一人に応じた指導もでき、学力向上も図れるというわけであります。そこで学校は、十分力を入れるべきことと少し力を抜くべきところを整理して、充実した教育の実践に力を注ぐよう、校長等を通して各学校に指導しているところであります。ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

はい、14番。

○14番（吉田 伸君） 持ち時間が6分ぐらいしかないものですから、もうちょっと削ればよかったんですけども、質問を少し多くやり過ぎました。時間がもったいないものですからいきます。

先ほど口蹄疫の話私を私のほうで質問しましたけれども、矢吹町に37戸ですか、産業振興課より予防対策として石灰を助成していただいたことに関してはありがたく感謝しております。ただ、先ほど質問で言ったんですけども、現在口蹄疫はおさまっておりません。九州で鹿児島、宮崎と、鹿児島はまだ出ていませんけれども、これがどうなるかわからないという状況で、先ほど、冒頭話したとおり、中国、韓国が両方合わせて約80万頭近く出ております。ですから、これだけ経済交流、人的な交流、観光交流ということがあれば、いかなるところからウイルスが入ってくるか、これもまたわからないということですから、九州だけで、宮崎県と鹿児島県だけで終われば幸いだと思えますけれども、その対応策も、万が一のこともありますので、ぜひともそういうふうなことについて、何と言ったらいいか私もわかりませんが、テレビで見ただけであればおわかりのとおり、入ったとすればあの騒ぎになりますので、一応予備知識というものを考えていただきたいと願います。

時間がありませんので、あと4番目の子宮頸がんですか、これは予算もかかりますし大変なことだと思えますけれども、予防ワクチンの接種をしていただければ、先ほど言ったように大事な生命ががんの発生率が抑えられるということになりますので、やはり冒頭申したとおり若者を大事にする、家庭を大事にいただくこと

が行政の第一歩だと私は考えるものですから、適切なる対応を考えてやっていただくということではなく、これは国、もちろん県も要請をして、こういうふうな対応策をしていただければありがたいものだと思います。大丈夫かな。どのくらいある。しゃべっている間にやめてくれなんてことでもしやあないでしょうから。あと……大丈夫だ。

○議長（柏村 栄君） あと3分。

○14番（吉田 伸君） それでは、ゆとりの教育の問題でありますけれども、教育長の指針全くそのとおりで、再度申し上げますけれども、町を挙げての矢吹中学校改築ということでありまして、教育はこの町の、もちろん日本の国民にとっても、町民にとっても大事な大事な学校です、教育です。ですから、ぜひとも栗林教育長のその方針で、中学校をつくって新しくなったら矢吹中学校の生徒も本当によくなったと、そういうふうな話ができるようにぜひともしていただければありがたいものだと思います。そういうことで最後をお願いしておきます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、14番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

口蹄疫の問題については、矢吹町としましても非常に大きな問題としてとらえなければいけないということで、今回の宮崎県に端を発した口蹄疫の問題については、町の方でも37戸の畜産農家に消毒剤さらには踏み込み槽というものについて早急に配布をさせていただいたところでございます。矢吹町においてもこうした口蹄疫が発生しないように、今後も十分に対策を講じてまいりたいと思っておりますし、国・県のほうから防疫のマニュアル等についても出されております。これらの対策マニュアルについてもいち早く町のほうとしても入手しながら、今後、県と国と連絡を密にしながら防疫体制をしっかりと対策を講じてまいりたいと考えておりますので、なお専門家である吉田議員のアドバイス等についても十分にいただけるようお願いをしたいなというふうに思っております。万全を期してまいりたいと思います。

子宮頸がんの予防接種の助成についてでございます。

これらについては、先ほども町の受診の内容等について話をさせていただいたところでございます。今後、さらに子宮頸がんの受診率の向上を町民のほうに訴えていくとともに、239名、今矢吹中学校の女子生徒、1年生から3年生おりますが、これらの予防接種の助成についても、費用の動向を十分に精査しながら今後前向きに助成の方向で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

私のほうから、14番、吉田議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 吉田議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

中学校の校舎も新しくなりますので、教員、そして生徒も一層誇りを持って学校生活を送れるよう、議員ご指摘のように、まず基礎学力の向上を図りたいと。そして、続いて生徒指導の充実、そのためにも日々の授業の充実を図るよう指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） あと1分ほどありますけれども、再々質問ありますか。

14番、吉田議員。

○14番（吉田 伸君） では、教育長にお願いしたいことは、ゆとりの教育のそういうふうな施策が行われて、その中でも、先ほど言ったように秋田県の教育への、これはどういうふうな中身か私もまだ調べておりませんのでわかりませんが、こういう時代でも全体的な学力は伸びると、そういうふうな現状も出ているわけですから、やはりその地域に合った教育指導というの、もちろん綱領は大切なことですが、なぜ先ほど言ったように秋田県は伸びているのか、そういうことも調べてみる、一見の価値があると私は考えておりますけれども、いいことは参考にするべきですし行うべきです。私はそう思いますけれども、それで教育長の方針をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 吉田議員の再々質問にお答えしたいと思います。

ゆとりの教育の中にあっても秋田県の教育は成果を上げているというようなご意見、まさにそのとおりの結果が出ているというふうに思います。福島県も、そしてまた当然矢吹町も、そういう先進県の例に倣って福島県も努力しているところでありますが、矢吹町においても、その基礎学力の向上ということにつきましては、矢吹町基礎学力向上推進会議等を開いて、保育園、幼稚園、小・中学校あるいは光南高校にもまざっていただいて授業研究等を進めているところであります。今後そういう活動を充実させながら、子供たちが将来進路選択のときに、学力ゆえに希望が実現できないということのないように、少しでも学力向上につながるような指導を学校でしていただくように教育委員会としても鋭意努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 以上で、14番、吉田君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時51分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午前11時03分）

◇ 大 木 義 正 君

○議長（柏村 栄君） 通告2番、7番、大木義正君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、まちづくり総合計画について町長の考えをお伺いいたします。

平成18年からスタートした第5次矢吹町まちづくり総合計画も、この22年度で前期の5年が終わろうとしております。そして23年度から後期基本計画に基づく政策が実施されていくわけでありますが、この22年度が前期計画を検証し、そして後期基本計画を策定していく極めて重要な年度であります。そこでお伺いいたします。

「みんなで支え創造する私のふるさと、さわやかな田園のまち・やぶき」を実現するために、平成18年度から基本計画がスタートしましたが、実現のための20の政策に対し、特に6つの政策を前期5年の重点政策として位置づけました。「人」「支えあい」「子供」「仕事」「暮らし」「構想実現のために」この6つの政策です。そしてこの政策を実現するためのそれぞれの主要事業を計画し、スタートしました。4年が過ぎ前期の最終年度となった現時点において、これらの計画は予定どおりに進んでいるのかあるいは滞っているのか、計画の進捗状況や達成率、そして今後の見通しについてお伺いいたします。また、前期の検証をどのような形で行うのか、そして後期計画の取り組みをどのような手順で進めていくのかも伺いいたします。

さて、野崎町政も2期目半ばとなりました。これまでの任期中は国の地方交付税の削減や町の実質公債費比率が県内ワースト3位という状況において、町の財政再建に一番力を注ぎ込まざるを得ない現状でした。ここに来て、ようやく町の財政健全化への道筋ができつつある今、5年後、10年後の矢吹町のあるべき姿、あるいは目指す方向性をより明確に、具体的に町民に示し、個性あふれたまちづくりに挑戦してほしいと思いますが、野崎町長が描いているビジョンは何なのかお伺いいたします。

次に、今年度から始まるまちづくり支援事業についてお伺いいたします。

総務課が窓口の行政区活動支援事業及び企画経営課が窓口のまちづくり団体支援事業の申請受け付け期限は5月31日となっておりますが、両事業の申請件数と申請内容についてお伺いいたします。

さらに申請内容を審査し、新事業として対象となるかどうかの決定はどのような選考方法で決まるのかお伺いいたします。この2つの事業は、行政区や団体を通じて自分たちの地域づくりやまちづくり、町の活性化への取り組みなど、町民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組むことができる有意義な事業だと私は感じております。より多くの行政区、あるいは団体が申請したくなるようなシステムづくりを進めてほしいと考えます。

次に、給食費未納及び滞納についてお伺いいたします。

この問題は過去にも、同僚議員の一般質問などで答弁をいただいたこともありますが、改めてお聞きいたします。実は小・中学校の子供さんを持つ保護者の方と話をしていると、必ずといってよいほど給食費未納の問題も話題の一つとして出てきます。払いたくても払えないほど生活が苦しいのならともかく、払える生活をしていても払う気がない保護者に対して、学校や教育委員会、町はどんな手を打っているのですかという質問もよくされます。中には、払わなくても済むならうちもそうしてみるかというような厳しい言葉もあります。いかに給食費未納や滞納の保護者に対して不満を抱いているかがわかります。以前、町内にある小学校の校長先生と話をしたときに聞いた話ですが、未納や滞納があると、不足した金額分、ときどきおかずを1品少なくして調整しなければならないと言っておられました。まじめに払っている家庭の子供たちが影響を受けるよう

な不公平なことはあってはならないことだと思います。未納や滞納をしている家庭の子供たちだって、事実を知ったり友達から陰口を言われるような事態になったとしたら、学校に行きづらくなったりすることも大いに考えられます。そういった状況をつくらない努力を続けていかなければならないと考えるが、現状と改善への取り組みはどのようにしているのかお伺いいたします。

次に、不登校についてお伺いいたします。

この問題も、以前質問させていただいたこともあります。不登校の子供を100%なくすというのはかなり至難のわざだと思えます。原因がはっきりわかるものであれば、周りで協力してその原因を取り除けば問題は解決するとは思いますが、最近は原因が複雑化していて、単純にいじめや家庭環境の問題ばかりではなく、本人の適応能力の欠如も指摘されております。一方、対応するほうにも問題がないとは言えません。若い先生がふえて、不登校や問題児の生徒に対する指導がうまくできないという先生も中にはいると聞いております。しかし、不登校の子供たちだって何かのきっかけで登校できるようになりたいと心では願っているはずです。我々大人には、そのきっかけを手伝う責任があるのではないのでしょうか。もしほうっておいて、対人関係がうまく形成されないまま大人になったら、それこそ本人もつらい人生を送らなければならなくなることでしょう。そのようなことを少しでも減らす努力をしていかなければなりません。現在、町内各小・中学校の不登校と思われる子供たちの人数と解決への取り組み、不登校にならないような対策を講じているのかお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の質問にお答えします。

初めに、まちづくり総合計画についてのおたがしであります。町では、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とした町の最上位計画である第5次矢吹町まちづくり総合計画を策定し、総合的なまちづくりを推進しております。平成18年度から平成22年度までを前期基本計画と位置づけ、毎年度変更を加えながら、現在まで148の主要事業と493の事務事業を実施しております。その前期基本計画が今年度で終了することに伴い、来年度から平成27年度までの後期基本計画について策定に着手したところでございます。

さて、前期基本計画の主要事業の達成度と今後の見通しについてのおたがしであります。現在、庁内に各課の係長相当職で構成する策定会議を立ち上げ、主要事業を含むすべての事業について評価シートを用いた検証を進め、7月末を作業終了のめどとしているところでございます。検証中ではございますが、達成率と見通しにつきましては、これまでにほとんどの主要事業に着手し、成果が上がっているものと感じております。検証結果が取りまとめ次第、皆様にお知らせしたいと考えております。また、取り組みの手順についてでございますが、先ほども述べさせていただきましたように、現在、前期基本計画の検証を行っております。その前段として町民アンケートを、無作為に抽出した町内にお住まいの2,000名の方や、農業短期大学校生及び光南高校生にお願いしているところであります。このアンケート結果は計画の指標とする住民満足度をはかるものとして活用し、後期基本計画の方向性の基本としてまいります。事業の検証結果と住民満足度をもとに、多くの町民の皆さんの参加協力をいただく予定のワーキンググループからも意見を求め、後期基本計画の原案の策

定を行います。これにつきましては、広報やぶきや町ホームページ等で広く町民の皆さんにお知らせしながら、まちづくり総合審議会での答申を経て議会の皆様へお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、計画を策定するに当たって私のビジョンを示すべきというおただしであります。第5次矢吹町まちづくり総合計画は私のまちづくりについてのビジョンそのものであり、町民の皆さんと一緒に作り上げ、共有しているものと考えております。後期基本計画におきましては、基本構想に掲げた「二つの支えあい」を引き続きキーワードとし、特に協働のまちづくりの推進、産業の振興を重点課題と位置づけ、まちづくり活動の支援や企業誘致、地産地消、農商工連携の仕組みを構築したいと考えております。また、本町自治体のあり方として、経営の効率化をさらに推進し、町民、地域、企業、行政、それぞれが担うべき役割を明確にし、民間活力の積極的な活用や行政区との協働による特徴あるまちづくりを実施していきたいと考えております。さらに、全庁挙げて取り組みました財政再建3カ年計画は目標を達成して終期を迎えましたが、実質公債費比率の最終目標である18%未満を目指し、今後策定される集中改革プランとあわせ、行財政改革を進めてまいりたいと考えております。これらの私の思いを町民の皆さんにお伝えしながら、町民の皆さんの安心・安全な暮らしを確保するための後期基本計画を策定してまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力を願ひいたします。

次に、行政区活動支援事業及びまちづくり団体支援事業の申請件数と申請内容、審査方法と可否の決定についてのおただしであります。行政区活動支援事業につきましては、新規事業として協働のまちづくり推進ビジョンに基づき、町民と一体となったまちづくりを推進するための今年度の矢吹町の大きな目玉となる事業であります。この事業は、事業主体であります行政区や行政区の連合体を1つの単位として、行政区みずからが行う事業に要する経費に対して支援するため、町が交付金を交付し、町民と町が一体となった協働のまちづくりを進めていこうという取り組みです。申請期限であります5月31日までに11行政区から申請があり、ごみ集積所の整備、行政地域内砂利道のコンクリート舗装、史跡の保全、排水路の整備などが主なもので、それぞれの地域が抱えている問題を解決するための事業を実施する内容となっております。交付の決定につきましては、区長会正副会長、副町長、関係課長等の委員からなる審査会をこの17日に開催し、事業の趣旨に沿った内容であるか、営利を目的としていないか、宗教または政治活動に関する事業かどうかなどを交付要綱に照らし合わせ、慎重に審査し、事業の採択をする予定となっております。6月下旬には交付決定通知書を送付したいと考えております。

まちづくり団体支援事業につきましては、中心市街地・西側地域等の活性化、憩いの場の提供、地域の特性を生かしたまちおこしなど、個性的で魅力あるまちづくりのために、みずから企画提案した7団体からの申請がありました。審査につきましては、矢吹町まちづくり団体支援事業補助金交付要綱に基づき、公共性・公益性があるか、先進性・独創性があるか、まちづくりに対する効果が明確であるかなどの審査基準により選考を行い、6月下旬に補助対象事業の可否を決定したいと考えております。

今後、この両制度の活用により、協働のまちづくりによる地域活動が、行政区を初めとして一段と活発となり、安全・安心な地域づくりを町民の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を願ひいたします。

なお、行政区活動支援事業、まちづくり団体支援事業の申請内容の詳細については、担当課長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

以上で、7番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 7番、大木議員の質問にお答えいたします。

給食費未納・滞納問題についてのおただしであります。まず、21年度末までの未納・滞納額の累積額については、中畑小学校、三神小学校についてはありませんが、矢吹小学校21件、約138万円、善郷小学校21件、約50万円、中学校24件、約88万円です。この未納・滞納問題に対する取り組みにつきましては、学校ではPTA総会時に実情の説明、新入学時に給食費支払い同意書徴収、口座振替依頼を行い、未納者に対する督促状の送付、督促家庭訪問と納入相談等を行い、またPTA役員にも協力をいただき、督促等も行っております。一部支払いに応じる家庭もありますが、未納解消は厳しい状況にあります。また学校教育課と小・中学校で平成20年2月に立ち上げた矢吹町学校給食費未納対策委員会において各学校の情報交換と対策を協議し、3カ月以上滞納した場合は、昼食持参等の同意書の提出を求めるなどの対策をとることにしております。また、生活困窮家庭には扶助制度もあることから、該当者にはそれらを勧めるなどしております。こうした対策の結果、一定の効果はありましたが、まだ解決することは大変厳しい状況であります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、不登校についてのおただしであります。不登校とは、文部科学省によりますと、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しております。町内の平成21年度の不登校児童・生徒の状況につきましては、小学校2名、中学校9名であります。不登校の原因については、多くは複合的な要因によって起きることが多いのですが、その中で、幾つか要因となつていられることを述べてみますと、不登校になりやすい子は気持ちが優しく、神経が細やかな、ちょっとしたことにも傷つきやすい子が多いこと。また学校における教師の叱責、子供同士のいじめや人間関係のもつれ等がきっかけになることがあります。そして、家庭においては両親の関係や家庭環境が不安定な場合であります。でも、しっかりした両親がおり、家庭環境も申し分のない場合でも不登校は発生しておりますので、どの子が不登校になっても、あるいはどの家庭に不登校の子が出て不思議ではないとさえ言われております。今や大人にも同様の傾向が出る場合もあり、いわゆる出社拒否などの例であります。現代の負の遺産と言われるゆえんであります。

また、この解決法につきましては定石のないのが定石と言われておりまして、こうすればよくなるという方法がなく、ケース・バイ・ケースであります。そこで学校では、まず不登校傾向の早期発見と早期対応に努めております。次に、不登校傾向が見られた場合は、その子への相談により問題の把握と対処策の検討であります。早目に保護者との相談やスクールカウンセラーへの相談、そして学校に行きにくい、教室に入りにくいという場合は、教室以外の保健室や相談室での学習等を実施します。登校が難しい場合は学校と連携し、教育委

員会ではオオイケ教室での指導を行っています。また、専門家による相談が効果的でありますので、中学校のスクールカウンセラーの活用と小学校へのスクールカウンセラーの派遣を実施しております。

このように、教育委員会では今後とも、不登校の未然防止並びに早期発見、早期対応を各小・中学校とともに進め不登校解消に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 行政区活動支援事業の内容であります。申請件数は11件でありますけれども、そのうち建設資材支給事業としまして8件、その細部は、ごみ集積所の整備で2件、20万7,000円、道路整備が3件、68万9,000円、排水路整備が1件、11万円、集会所周辺の整備が1件、30万円、史跡の整備が1件、27万7,000円、まちづくり事業としまして3件ありまして、緑化の推進で52万6,000円、合計で210万9,000円となっております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

企画経営課長、圓谷誠君。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） 7番、大木議員の質問にお答え申し上げます。

まちづくり団体支援事業につきましては、7団体のほうから申請をいただいております。

まず1つ目の、中心市街地・西側地域等の活性化については3件でございます。内訳につきましては、西側地域の里山自然を守る関係の事業が1件、あとシャッター通りになってしまった中心市街地の活性化関係で多くのお客様を中心市街地に誘客するという事業が1件。あとは空き店舗とか駅前周辺から歩行者が減少しているという中で、このような方々を駅前のほうに集めるようなイベント1件の計3件でございます。あと憩いの場の提供ということで1件ございます。これにつきましては、ある地域を整備しながら町内の憩いの場として整備したいという計画でございます。次、地域の特性を生かしたまちおこしが3件でございます。1つは町の花、シュンランを使いましたまちおこし、あとは文化・郷土史研究関係の文化的な事業に取り組むことによるまちおこし、あとは明るい町をつくるためのまちおこしという3件の申請がございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） はい、再質問ございますか。

7番。

○7番（大木義正君） それでは、ちょっと順を追って再質問させていただきます。

町長の答弁ではまちづくり、前期のほうは順調に取り組んで大体やっているということなんですけれども、あとビジョンについては自分の思いがそこに込められているというような答弁でありましたが、このまちづくり総合計画がスタートした平成……すみません、これは平成27年までの10年の計画であります。そのときに町の人口1万9,000人とするという目標を掲げております。これスタートした平成18年4月1日の人口は、私

の調べたところでは1万8,727人、4年過ぎた平成22年4月1日の人口は1万8,547人ということで、マイナスの180人ということになっておりますが、このふえない要因はどう考えているのかまずお聞きします。あともう一つは、ふえないということはその前期計画に掲げた政策が効果を発揮していないんじゃないかということも考えられますが、その辺の町長の見解をお伺いいたします。

あと、ビジョンはすべて入っているというようなお話でしたが、もっと具体的に、5年後にはこういう町になるんだ、10年後にはこういう町になるんだというようなことをもっと見えるように、私としては訴えてほしいと思うわけです。これは岩手県の葛巻町のパンフレットなんですけれども、ちょっとことしの3月に東京で、温暖化対策で各地方で努力しているところが集まったところに公開放送で聞きに行ったんですけれども、実はこの鈴木町長は5年前に私、ちょうどいわきに来たときに、そのときは町長じゃなくて葛巻町の畜産開発公社の専務理事ということで、いろんなふん尿、観光牧場をやって、そのふん尿をバイオマスでガスを発生させて、それを燃料として使うと。もう一つは、山がいっぱいあるもんですから木質のバイオマスで発電して電気を、その観光地で使うやつ全部補うというような話だったんでそれを聞いてきたんですけれども、今回たまたま同じ鈴木さんが話すということで行ったら今度は町長になっていまして、はっきりとこの……人口は8,000人しかいないんですけれども、牛が1万1,000頭いるということで、牛のほうが多いということなんですけれども、高速道路もない、電車も通っていない、温泉もわからない、スキー場もない、ゴルフ場もないと。そういうところで、何も無いんだけど、逆に何もなくて山ばかりで、山が85%以上もあってという発想から、まず山を削って観光牧場にして、そして年間、今何十万人という観光客が訪れますけれども、そして牛を飼って、あと羊を飼ってジギスカンとか、あとは牛で牛乳、アイスクリーム、いろいろなものをつくって売っていますけれども、山は山ブドウがいっぱいあると。その山ブドウでワインをつくったと。それで風が強くて、もう普通は住んでいられないくらいだけれども、その風を利用して、民間と町とどっちもあるんですけれども、風力発電をやっているというすばらしい取り組みをしているわけなんですけれども、これで結構、都会の若い人、特に若い人とかもかなり定住、移住しているというような内容なんですけれども、だからその辺、やっぱり野崎町長もそのくらいの思い切った、町はこういうふうになりますよとか、例えばもう今回、連合であれだけの太陽光パネルやりますけれども、例えばの例として、矢吹町と聞けばもう自然エネルギー、太陽光発電のもう先駆者で、東北でも一番なんですよというような目に見えるような思い切ったビジョンを立ててもらいたいと思います。

きのうの民報の新聞にも、鮫川村と東京農大の連携協というんですか、そして農業と地域再生に取り組んで、将来、特産品の開発と観光資源の創出を目指すというような鮫川村も大した取り組みに入りましたけれども、やはりそういう形でもっとアピールしていくべきじゃないのかと。それを後期の5年に生かしていくべきじゃないかと私は考えます。その辺を、もう一度町長のお考えをお伺いします。

あと行政区と団体の支援事業ですか、これ順調に申し込みはあったと今お聞きしましたけれども、2年前ですか、我々議会の総務常任委員会で山梨県の身延町というところに行政視察させていただきました。ここが町民予算提案事業という、形はちょっと違うんですけれども、町民からこういうことをやりたいというのを提案してもらって、その中で、審査方法は町民の公募によって選ばれた人と町長指名で指名された人で、どの事業をじゃ今年はやりますかというような選択をするんですけれども、特に子供や若い世代を対象とした事業を重

視するというお伺いしてきました。例えば、これはあれですか、平成19年5月19、20日にやったのは、シドニーオリンピックでメダルを獲得した全日本ソフトボールチームの前の監督であります宇津木妙子さんと呼んで、あとそのチームに所属している選手も一緒になって、子供たちと一緒にソフトボールの教室を開いたと。これは210万円かかっているんですけども、これは多分、選手の宿泊費とかそういうのも含まれているのであれですけども、そういう、今の支援体制だとその30万限度という形で支援していますけれども、その辺でもう少し例えば予算をふやすとか、別なある程度その、多少30万、100万くらいかかるような事業の提案でもできるような仕組みも、そういうのもあってもいいんじゃないかと思えます。この身延町の予算は個人町民税の現年分の1%を予算とするということで、平成20年だと5億8,200万円で予算が580万、1%。あとは私の調べたところでは、もっとほかの自治体では町民税の3%というところもありました。それからいくと矢吹町は現年、大分個人税は落ち込んだとは聞きましたけれども5億4,460万ほどあるということなので、1%だとすると540万くらいの予算も可能なのかなと、この1%に限れば。だからもっと、来年度以降にやるとすればそのくらいの予算を考えてもどうなのかなという感じがします。

次に給食費未納・滞納ということで、1つは、いろいろ督促状とか出して努力しているというのはわかりますけれども、例えば未納の家庭の子供たちが未納だというのが何かの形でほかの保護者にわかって、その保護者がたまたま自分のところの子供に、あそこのうちは未納だからとかと言ってしまって肩身の狭い思いをしていると、そういう現状はないのかどうかというのと、マスコミで報道されたように、一部のところでは子ども手当の支給に合わせてそういう給食費の未納とかをぜひ払っていただきたいという要望をしたということも聞きましたけれども、そういうような努力も町としてはしているのかどうかというのを伺います。

あと不登校については、やはり先ほど教育長もおっしゃっていましたが、大人にも最近そういう、職場に行けないというような現象があります。最終的には社会から孤立して、例えば親から働けとか言われて、かっときて事件を起こしたというのも最近何件か報道されましたけれども、不登校の子供をそのまま解決してやらないと、やはりそういう大人の予備軍になる可能性もあると思うんです。数年前には矢吹中学校あたりもそれ、不登校とはいいませんけれども、授業を抜け出したりさぼったりする子供いまして、そういう子供たちは先生を退職した方が迎えに行ったり、話して連れ戻したりという姿を見かけましたけれども、やはり先生方も大変忙しいでしょうから、そういう例えば退職した先生、あるいはこの辺にいるかどうかわかりませんが、児童相談所とかに勤めて定年になった方とかもしいれば、そういう方にそういう不登校とか問題児とかをある程度お願いするようなこともどうなのかなと思えます。カウンセラーというお話もありましたけれども、カウンセラーも毎日来ているわけじゃないので、その辺もどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、まちづくり総合計画についてでございます。先ほど答弁させていただきましたように前期は順調にと、ビジョンについてもまちづくり総合計画後期計画の中に反映していきたいというような話をさせていただきましたが、なお大木議員のほうから、問題は人口だろうと、人口の動態だろうと、人口の推移も含めて今お

示しがあつたわけでございますが、県内の全体、日本全体、県内全体が減少傾向にあることについてはご案内のとおりです。矢吹町も善戦はしているものの、やはり人は減っていると。これらについては、ふえない原因等々についても内部で十分に協議はしておりますが、さまざまな要因が絡み合つて減っているんだらうというふうに思っております。そうした減少の要因を的確につかみながら、町は今後さまざまな手を後期計画の中に盛り込みながら、減少傾向に歯どめをかけるべく努力をしまいたいと思っております。

1万9,000人という数字、これを確保していくと、平成27年度までに1万9,000人を目標にしながらまちづくりを進めていくということで、今後精いっぱい努力をさせていただきたいと思ひますし、議員の皆様にも後期計画をつくっていく中で、さまざまな提案等についても町の方に出していただくようにもあわせてお願いしたいなというふうに思っております。その中であつて、ビジョンというものをきちんと打ち出すべきだと、私自身のビジョンをじかに明確に打ち出すべきだということについては、私もそのように考えております。ただ私の基本姿勢、これは町長になる前に1期目の選挙公約でありましたように、対話を重視しながら、住民の目線で住民の声をより多く取り入れた町政を実現してまいりたいという話をしております。その明らかなるものは、先ほども大木議員から話がありましたように、町のキャッチフレーズでありますように、「みんなで支え創造する私のふるさと」ということでございます。そしてまちづくりの基本理念も6つ掲げさせていただきましたが、これらについてもそうした考え方のもとに、その理念に基づいた20の政策、さらには多くの主要事業を実施していくというような姿勢には変わりはないし、今後もそういう姿勢で取り組んでいきたいなというふうには思っております。ただ、重ねて5年後、10年後というように強い要望もございますので、リーダーシップをしっかりと発揮しながら、ビジョンをより明確にできるような形で後期の計画をつくってまいりたいと思ひますし、その際には、また議員の皆様のアドバイス、ご提案もよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、行政区活動支援事業でございます。

まちづくり団体支援事業と含めて、先ほども詳細について各課長から答弁をさせていただきました。そんなに件数が集まらないのではないかなというふうな心配もあつた中で、想定を上回る形で申し込み、申請が上がつたことについては一定の評価を私もするわけでございます。ただ、先ほど大木議員からありましたように、公募と町からの指定による選考の体制も含めて、これについては再考するというか、前向きに検討する必要もあるんだらうというふうに考えておりますので、これについては前向きに検討してまいりたいと思ひますし、ただ事業によっては、または予算が30万円では事業としてどうなのかと、今後ふやすことについて検討に値しないのかなというふうなおただしについても、これも大木議員の話されるとおりだというふうに思っております。公正にその事業が形となって残されて、次の世代に矢吹町が他の自治体に誇れるような、そうした継続できる、または文化・歴史的な遺産として残るような事業形成のためには、増額ということについても前向きに検討しなければいけないだらうということも十分に理解しますので、それらについても前向きに検討していきたいと思ひます。その際には、改めてまた議員さんからのご提案等についてもお願いしたいと思ひます。

いずれにしても、こうしたことにつきましては後期計画の中できちつと打ち出しをしながら、また住民の皆様はその都度説明を申し上げながら、皆さんの評価にたえられるような、そうしたまちづくり後期計画をつくっていききたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、私からの再質問の答弁とさせていただきます。

終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の再質問にお答え申し上げます。

給食費の未納の家庭の子供が、周りの子から給食費を払っていないとかあるいは周りの保護者からと、それで肩身の狭い思いをしているのではないかと、そういうことはないかというおたがでございしますが、そういうことがないように、学校では督促等の場合には、例えば督促状を出す場合には保護者の親展にして、これは親展という意味もしっかり話をして、必ずお父さんあるいはお母さんに見せなさいというふうにして渡しておりますし、あるいは督促のために家庭を回るときにも家の中には入らないで、保護者に出てもらって話をすることで、冬場であってもそのようにしているということで、子供たちには知られないように極力注意をしているところであります。

次の子ども手当を給食費にということにつきましては、学校からもそのような意見をいただきまして、町の保健福祉課とも相談をしたわけですが、できれば窓口で現金扱いにさせていただいてその場でお預りできないかというようなことも相談したわけですが、そういう給食費等のためにそのようにしてはいけないということで国・県からの強い指導があるということなので、それについては残念ながらできないということになっているわけでございます。それで、ただしその子ども手当が口座引き落としになる場合のその口座を、給食費の口座に少なくともできないかというようなことで、これは該当の保護者には強く学校では依頼をしていくということで、学校ではせめてそういう対策だけはということでございます。

続きまして不登校についてですが、議員ご指摘のように子供たちが、例えば引きこもりというようなことを考えますと、自分の家から出られない、あるいは中庭、部屋から出られないというような例もないではないので、本当に、大木議員おっしゃられますように、解決してやらないと大人になっても困るということは目に見えております。ですから、そういうことにならないように家庭訪問をしたり接触を図っているんですが、今のところ、全くの引きこもりというところは、まだそこまでにはなってはいませんが、しかし、そういう危険性もないではないので、家庭訪問をしたときには、子供が出てこなくとも、子供はよくそういう場合には部屋の影で先生が何を話すかを聞いているというふうに言われます。あるいは玄関先で話する場合にも、それに聞き耳を立てていると、やっぱり子供は学校には行きたいと思っておりますし、このままでいけないというふうには思ってもいけないという、そこがその子のつらいところ、かわいそうなところだと思います。そういうことで子供にむしろわかるように、教員は家庭訪問したらむしろ大きな声で心配しているということを伝えるようにすると。そしてさらには、議員からご提案とかありました、退職教員とか児童相談所の退職した方などに家庭訪問等のお願いをしてはどうなのかというようなご提案をいただきましたので、このことにつきましては私も大変いい案であるというふうに思いますので、今後検討し、そういう方々を発掘しまして、少しでもその子供たちが将来にわたって困ることのないように努力をしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ありますか。

○7番（大木義正君） はい、ありません。

○議長（柏村 栄君） 以上で、7番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

（午前11時55分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

一般質問に先立ち報告をいたします。

10番、永沼義和君から、午後1時から欠席する旨の届け出がありました。

（午後 1時00分）

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（柏村 栄君） それでは、続きまして通告3番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 通告に従いまして、順次一般質問をいたします。

通告3番で、トップバッターの同僚議員とダブリますが、委員会の正副ということで心強く感じています。しかし、きょうのカメルーン戦のワールドカップ世界大会ではありませんけれども、サッカー。トップバッター同僚議員に先制シュートを入れられたような気がいたします。私はせめてシュートのアシストくらいになればという、今そんな気持ちでこれから一般質問をいたしたいと思います。

口蹄疫関係で質問をいたします。

口蹄疫防除対策の今後の町の考えは、対応はということで質問いたします。

菅直人首相は今月の12日、きょうのテレビでも閣議でいろいろな報告がありましたが、口蹄疫が拡大している宮崎県を就任後初めて訪れ、当初の防疫点を越えて感染が飛び火した現状について首相は、どこで終息できるのか、日本の畜産農業にとってはまさに国家的な危機だと繰り返し言っております。見えないウイルスとの闘い、農家の一人として、現場の方々の苦勞、つらさ、悲痛な声が宮崎から聞こえてくるようで、テレビなど、あの当事者の畜産農家にインタビューなどした状況を見ますと涙が出てくるような、そういう私も感じがいたします。ウイルスというのは細菌より小さい微生物で、感染力が極めて強く、空気感染のほか、えさや農場に出入りする人の衣服に付着しても広がる。宮崎県と隣接する鹿児島県では県境を封鎖するということもある、それが今の状況です。細菌より小さく感染力が強いウイルスとの闘いです。今、福島県も、町もこうした口蹄疫の感染防止に取り組んでいただいておりますが、終息宣言が出るまで万全な体制で臨まなくてはならないと思います。また終息宣言が出ても、畜産農業を守るためにもあってはならないことですが、町としても万が一の場合の仮定、想定のある考えがあってもいいのではないかと思います。この口蹄疫防除対策の今後の町の考え、対応を伺います。

次に、米の戸別所得補償への申請状況と農家の反応、町の思い、考えはということで質問をいたします。

民主党政権が発足し、農政の3本柱は戸別所得補償と食の安全・安心、そして先ほど同僚議員から質問があ

った6次産業化です。国民が御飯をもっと食べると暮らしと地球が変わってきます。日本の食料自給率は1965年の73%から、2007年には40%にまで減少しました。この大きな原因は食生活の変化にあります。国内で自給可能な米の消費が減る一方、畜産物や油脂類の消費が増加いたしました。米の全体に占める割合は44%から23%に半減し、日本人の食は変えられてきました。日本はこの40年間で、世界に類を見ないほど伝統的な食を捨てた国になってしまいました。食の変化は地球に多くの負担をかけ、日本は世界じゅうから食料を奪っております。今日本人が捨てた日本食が、皮肉なことに欧米では健康のために注目されております。日本が数千年にわたり日本民族の命をつないできた米が今滅びようとしております。歴史や文化も毎日の暮らしも水田稲作が培ってきたのではなかったか、これは決して自然現象や農民の責任ではなく、歴代政府の農政がこの最悪の事態をつくったのは間違いありません。そうした農政の転換をすると、民主党政権は今年度、モデル事業であります戸別所得補償制度、この制度を導入したわけですが、私の神田部落でこの前の日曜日、区、また農事組合で歩道の草刈り、また池の堤防の草刈りをいたしました。その後いろんな方とこんな所得補償制度の話をしました。つくらなければお金をあげる制度では農家の経営改善にはつながらない。また現政権の状況を見ると、いつまで続くかわからない水もののような補償金と、制度の存在も危ぶむ声もあります。現に今、戸別所得補償ということで大手流通米業者による新米の買いたたきが横行している、これが現状で、さらなる下落が予想されております。このモデル事業でございますが、新聞等で、またラジオ等、6月末の加入申請締め切りが報じられておりますが、矢吹町の現在の状況、町のまた思い、考えを伺います。

次に、平成23年度指定管理委託に関するスケジュール案が示されたが、選考、決定は、不信、疑問を持たれない対応をとということで伺います。

私たち日本共産党では、第339回定例会で各公共施設等の条例の一部改正案が示され、財政難や行財政改革を理由に、文化施設である図書館、ふるさとの森、文化センターを民間委託していくべきではない、文化は人の精神的安らぎ、知的な要求を満たしていくものであり、町民憲章にもある「歴史を大切に、ふくよかな文化の香り高いまちをつくりまします」とうたっている、こういう町民憲章にも、民営化路線の押しつけは財政難と効率的な運営を大義名分にして進められているが、住民の福祉増進を図るという自治体本来の使命を放棄するものであるということなので反対をいたしました。20年度から22年度までの3年間、ふるさとの森芸術村、文化センター、図書館、社会教育施設で、指定管理者により施設の運営が行われておりますが、ふるさとの森芸術村、また文化センターの選定には、決定前からさまざまうわさが飛び交い、指定管理者は決定していると、土俵に上がらないうちに勝負がついたような話、行司の差し違えだという話、私も物言いをつけましたが、また、これより先に行われたある施設では、行財政改革の名のもとにでも、指定管理料が安かったにもかかわらず、プレゼンテーションの内容が相手のほうがよかったということで勝負に負けたなど、選考、決定には不信、疑問が持たれた点が多々ありました。23年度には、20年度導入時に持たれた不信、疑問を取り除かなければなりません。正々堂々と勝負ができる土俵づくりが必要です。対応を伺います。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種への助成措置の考えはということで質問をいたします。

最近、よくテレビ、新聞等で子宮頸がんについての話がありますが、私ばかりではありませんが、私はこの1年間で、多くの友人、知人、そういう人が周りから亡くなっていなくなりました。最近、人の死ということを実際に考える歳になってきました。病気は早期発見・早期治療ということが一番ですが、このがんは近年、

若い女性で大変ふえています。ワクチン接種によってかなりの予防効果の期待できるがんと言われております。先ほど同僚議員の質問でも町長から答弁がありましたが、日本産婦人科学会などでは公費負担を国に提言しております。県内では川俣町と大玉村が中学生のワクチン接種費用の補助を決めていますが、浅川町でも中学2年、3年生の希望者に、費用ほどの予算を本6月定例議会に提出したようです。ワクチン接種で予防ができるがんです。医療費無料化、小学6年生まで引き上げたのにまたかと思うかもしれませんが、善は急げです。考えを伺います。

次に、子ども読書活動推進計画の策定状況を伺います。

2年前の6月に国民読書年が国会で採択され、2010年は国民読書年であります。文字、活字は人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ発展させて、心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは我々の重要な責務である。我が国において、近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や国語力の言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない、これが国民読書年に関する決議文ですが、我が矢吹町はこうした以前から、子供の読書に関する活動は他町村に先駆けて取り組んできていますが、県の高校司書研修会の調査報告では、1カ月に1冊も本を読まない生徒が2年連続5割を超している、本よりも雑誌や漫画が依然として好まれ、また携帯電話、電子メールが楽しいという生徒が増加しているということですが、読書の大切さを子供のときから知ってもらうことが大事だと思います。国民読書年を決めなければならない、そのような日本人の本離れ、まして子供の本離れ、活字離れは、将来を不安視するその一つ材料になります。子ども読書活動推進計画への取り組み、策定状況を伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員のご質問にお答えします。

初めに、口蹄疫防除対策の今後の町の考え、対応についてのおたただしですが、先ほど吉田議員に説明したとおりでございますけれども、重複する部分がございますが、説明させていただきたいと思います。

ことし4月20日に宮崎県で発生が確認されて以降、日々発症頭数が増し、感染が拡大しております。また、感染が宮崎牛のブランドを支える種雄牛を飼養している宮崎県の家畜改良事業団にまで及び、過去最悪の被害となっており、地場産業の危機とまで言われております。このように当該伝染病は感染速度が速いため、迅速な防疫対策が肝要であります。

町としましては、5月28日に町内の該当する畜産農家37戸に対し消石灰1袋と踏み込み消毒槽を配布し、予防策を講じたところであります。また町とは別に、福島県及び白河地方自衛防疫推進協議会においても消石灰を配布し予防策を講じておりますが、いつ何どき発生するか予測できない状況にあることから、引き続き、関係機関、団体との連携を密にしながら万全の対応策を講じますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

次に米の戸別所得補償、いわゆるモデル対策の申請状況と農家の反応、今後の町の対応についてのおたただしですが、この制度は国の農業政策の柱となる事業であり、体系的には2つの事業で構成されております。

1つ目の米戸別所得補償モデル事業は、米の生産調整が達成した農家を対象に、定額助成として、主食用米分の面積に対し10アール当たり1万5,000円の助成が受けられるほか、米価が下落した際にはその分の補償も受けられる制度になっております。

2つ目の水田利活用自給力向上事業は、転作に対する助成事業として、生産調整の達成の有無にかかわらず、例えば米粉用米や飼料用米、ホールクroppサイレージ等の新規需要米に取り組んだ場合には10アール当たり8万円の助成金が受けられるものであり、このほか加工用米や野菜などについても助成が受けられる内容になっております。

さらに今回、町では、認定農業者及び担い手農家に対して独自の支援策を予定しております。具体的には、新規需要米及び加工用米を対象に、10アール当たり1万円の加算助成金の交付を予定しております。町といたしましては今後とも有効な方法を用いながら、農業の担い手についても育成・支援してまいりたいと考えております。なお、現在の申請状況について6月末が申し込み期限になっており、現段階、関係機関等の情報では、町内の対象農家1,019戸のうち、約50戸程度の参加申し込みがあると見込んでおります。町といたしましては、これまでのペナルティー加算措置を含めた米の減反政策により米の生産調整への参加が厳しい状況にありましたが、今後は新規需要米への転換導入など、つくことで転作ができる政策に大きく方向転換されましたので、農家の皆様に新制度を理解の上、積極的な活用をいただきながら農業所得の向上を図り、足腰の強い農業経営の確立を進めてまいりたいと考えております。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理委託についてのおたただしであります。6月1日に開催されました全員協議会の席上、平成23年度指定管理委託に関するスケジュール案の説明を申し上げたところですが、選考・決定は不信・疑問を持たれない対応をとのおただしにつきましては、次のような対応をとってまいりたいと考えております。

まず、指定管理委託に関する基本方針を8月までに作成し、早目早目の準備をしたいと考えております。作成しました基本方針をホームページや広報等を通してお知らせし、9月に公募による募集を行いたいと考えております。応募者に対し、募集説明会を開催し詳細な説明をするとともに、質問事項等を受け付けるなどして対応してまいりたいと考えております。またプレゼンテーションの実施について、前回は教育委員、社会教育委員、学校長の代表、文化協会、女性団体連絡協議会、ほか副町長、教育長などからなる選定委員会を設置し実施いたしました。今年度は前回は参考にしながら選定委員の選考を検討してまいりたいと考えております。その上で、選定基準による審査を行い、公正・公平・透明性の確保を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、子宮頸がんワクチン公費助成についてのおたただしであります。14番、吉田議員への答弁で述べたとおりであります。子宮頸がんは全国的に微増傾向にあり、特に若い人たちの罹患率・死亡率が増加傾向にあります。このことは子供を産む世代の女性にとって切実な問題であり、本町においても、少子化対策の観点から早急に対応すべき課題であると認識しております。

現在、実施している子宮頸がん検診につきましても、早期発見・早期治療のため、今後とも受診率向上に努めていくことと同時に、本町のワクチン接種につきましても、今後、国や県の動向を見ながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、藤井議員の質問にお答えいたします。

子ども読書活動推進計画の策定状況を伺うとのことのおただしであります。子ども読書活動推進計画は平成13年に施行された子供の読書活動の推進に関する法律により、市町村は国及び県の計画を基本として、子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないと規定されており、国は同法の規定に基づき、平成14年に子どもの読書活動の推進に関する基本計画を定め、福島県は平成16年に、福島県子ども読書活動推進計画を策定しております。

矢吹町の子ども読書活動推進計画については、まだ策定しておりません。未来を担う子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけるためには、読書活動は極めて大切なものであります。子供たちがさまざまな機会をとらえて自主的に読書に取り組むことができるよう環境の整備に努めることは、教育委員会の役割であると認識しております。そこで教育委員会といたしましては、町の図書館や小・中学校とも一層連携を深めて、子供たちの読書活動の一層の推進を図るため、できるだけ早く子ども読書活動推進計画を策定していきたいと考えております。もちろん、ここでいう子供とは、子ども読書活動推進に関する法律にもありますように18歳以下でありますので、公民館や光南高校とも連携しながら、総合的な計画を策定してまいりたいと考えております。なお小・中学校においては、読書指導に力を入れ、子供たちの読書活動推進のため、朝や昼の時間等に読書活動を位置づけたり、保護者ボランティア等による読み聞かせ活動などを計画し、子供たちが読書に親しむ活動を展開しております。

これらの活動を見守り支援するとともに、国及び県の計画等との整合性も考慮しながら、矢吹町の子ども読書活動推進計画を策定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（藤井精七君） 2点ほど再質問をいたしたいと思います。

最初に、子宮頸がんの予防ワクチン接種の助成措置の考えということで伺いますが、同僚議員の再質問には前向きに検討していくということですが、既に福島県では2つの町が、川俣町、大玉村がすぐ実施する、また浅川町も6月議会に予算を組んだということで、県や国の動向を見ながらというそういう、一つもやっていないければそういう話もわかりますが、既にやっている町村があります。そういうところを見習って、やはりさっき言いましたように善は急げです。これは町長の決断力があればできないことはない、私は考えております。ぜひそうした子宮頸がんの予防接種、町長の再度考えを伺います。

また教育長に、子ども読書活動推進計画の策定状況ということで再質問いたします。

先般、民報の新聞に、県内自治体の子ども読書活動推進計画をつくる動きは一部にとどまっている。県教委によると近年の策定済み市町村数は、いずれも3月時点で、平成19年度は5カ所、20年は8カ所、21年は11カ所、22年は14カ所と微増を続けている。特に、図書館が設置されていない市町村で進まない傾向にある。県教委は今年度策定した第2次県子ども読書活動推進計画に基づき、県内自治体の取り組みを促進させるために、

各教育事務所に配している社会教育主事を市町村教委に派遣する取り組みを始める。26年度までに、全市町村の60%に当たる35市町村以上が計画をまとめることを目標に掲げていると、こう言っておりますが、まだ矢吹町では策定されていないということですが、中学校建設等で教育委員会も大変ではあると思いますが、策定していない市町村にならないよう、せめてこの26年度までの全市町村の60%に当たる35市町村、その中に入っただけよう教育長にも努力してもらいたいと思いますが、教育長の再度の考えを伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の再質問にお答えします。

子宮頸がんのワクチンの助成につきましては、先ほども吉田議員に再質問の答弁をさせていただいたように、前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 子ども読書活動推進計画につきましては、ただいま藤井議員からもありましたように、26年度までには必ずということでもありましたが、私も遅くともそこまでは、できればそれ前に、早目に策定したいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

5番。

○5番（藤井精七君） 最後をお願いということではありませんが、前向きということはどのくらいの前か、その前の姿勢等を示していただければ、再々度伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がんのワクチンの助成について前向きにというような答弁を再々にわたってさせていただいているわけですが、十分に予算等の中身も精査しながら前向きに、できるだけ前向きに協議してまいりたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） 以上で、5番、藤井精七君の一般質問を打ち切ります。

◇ 棚 木 良 一 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告4番、6番、棚木良一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 通告順に従い、順次一般質問を行います。

まず最初に、県のプルサーマル受け入れに対する町長の見解はということで質問をさせていただきます。

2月16日、2月定例県議会の冒頭で、佐藤知事がプルサーマルについて3つの条件をつけたわけであります。耐震、老朽化、MOX燃料の浸出問題、こういう前提条件をつけて事実上の受け入れを表明したことは、皆さん既に周知のとおりであります。

ご承知のように、プルサーマル発電はプルトニウムを燃料にしますが、プルトニウムは自然界にはほとんど存在しない物質で、放射能が極めて強く、体内に入り込むと骨の表面に蓄積する傾向があり、ごく微量でも骨肉腫や肺がんといったがん発生の原因となる非常に危険な物質であります。人体と環境に及ぼす影響ははかり知れないものがあります。知事のプルサーマル受け入れ表明は、町民の安全・安心からも大変な問題であります。これに対する町長の見解を求めます。

次に、国民健康保険の制度改善について、政府の行政手直しの通達から質問したいと思います。

国民健康保険についてはこれまでも一般質問でこうやってきているわけですが、ご承知のように、市町村が運営し約4,000万人が加入する国民健康保険では、高過ぎる国保税と無慈悲な保険証の取り上げが大きな社会問題となっています。歴代政権は国保に対する国の予算を削減し、それを国保税値上げで住民に添加し続けてきました。今や一人当たりの国保税は年間9万円、それを払えない滞納世帯は加入者の2割を超えています。矢吹町では、21年度は一人当たりの国保税は11万1,000円です。ですから、全国平均よりも2万円以上も高いわけです。町民の皆さんから、払いたくても払い切れない、何とか引き下げてほしいといった切実な声が出てくるのは当然であります。また、政府は滞納者への徹底した制裁を自治体に要求し、1年以上の滞納者から保険証を取り上げ、医療費の全額を支払う資格証明書に置きかえることを法律で義務化しました。そのため失業や経営難で国保税を滞納した人が事実上の無保険となり、医者にかかれずに重症化、死亡する事件が各地で続発しているわけであります。このような非情な国保行政に対する国民の批判が高まる中、政府が従来からの国保行政を手直しする通達や事務連絡を打ち出していますので、それに基づいて我が町の国保行政も対応していると思いますので、次の4点について質問をいたします。

1つは、資格証明書は慎重にということであります。昨年1月、政府は我が党の小池晃参議院議員の質問趣意書に対し、経済的に困窮し、医療の必要を訴える人は、大人にも短期証を交付する旨を表明、その立場を周知する事務連絡を出したわけであります。そしてまた厚労省は、昨年9月の事務連絡で、経営難や失業など、特別な事情がある場合は資格証を出してはならないと、そういう通達も出しております。そして滞納理由を丁寧に把握するよう自治体に要請しております。そういった点で、払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応をということであります。そういった対応をしているのかどうか。

2番目に、失業者の国保税減免であります。昨年4月に厚労省は、失業で国保加入となった人に、自治体の条例で国保税減免を行うよう通達を出したわけであります。幸い矢吹町も、今までこの国保税の減免条例はなかったわけですが、昨年の12月にこの条例ができて、1月から失業者の国保税減免条例ができたわけであります。矢吹町ではこの1月から、そういった国保税の申請減免、これが随時役場税務課でなされているわけですが、これまでに申請書を提出した人は何人で、このうち何人の方が要件に該当すると判定されたのか。また何人減免を受けることができたのか、減免された国保税の総額は幾らなのか教えていただきたいと思っております。

次に、子供の保険証交付であります。2008年10月、厚労省は、子供のいる滞納世帯には短期証を出すよう通達を発令しております。そしてまた国会では、資格証世帯の子供に無条件に短期証を交付する法案が超党派で成立しました。その後も、親が納付相談に来ない限り子供の短期証は渡さないなどの対応をする自治体があるために、厚労省は昨年12月に、速やかに短期証を届けるよう自治体に求める通達を出しております。こういった通達に基づいて矢吹町は対応しているのかどうか、それらについてお聞かせいただきたいと思います。

4番目に、窓口負担の減免推進であります。窓口負担を苦しめた低所得者の受診抑制を改善するために、国民健康保険法の第44条に規定された窓口負担の減免制度の積極的な活用ということで、国はいわゆるこの減免を行った自治体に対して財政支援を行う方針を打ち出したわけでありまして。このことについては、これまでも質問をして、町長からは、平成22年度以降、全市町村での適切な運用のための一定の基準を提示する予定となっております。町としてはその通知に基づき、減免条例の制定や医療機関などの連携、方策について検討してまいりますので、ご理解とご協力を願いますということになっているわけですが、その後どうなっているのか。まだ今回も議案には提案されておられませんので、矢吹町はなぜ実施されないのか。いわゆる白河などは、そういった点では実施しているわけですから、その辺がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、中小零細業者への支援策と仕事づくり、町の対策はということで質問をいたします。

中小業者の経営と暮らしは深刻さを深め、本業だけでは生活できない状態が広がっています。事業所得で200万円以下が申告者の47.8%にも達していると言われ、我が町の大工さんを初め、職人と言われている方々、仕事がない。会うたびに仕事の話と言われるのは、私ばかりではなく皆さんも同じではないかと思えます。我が町の中小零細事業者への支援策、仕事づくりについて、町の対策をお聞かせいただきたいと思えます。町の対策としては、これまで小規模修繕登録事業があるわけでありましてけれども、昨年のこれまでの登録件数、発注件数、発注金額などもお聞かせいただければというふうに思えます。

そしてまた、昨年から矢中の建設を初め、体育館、町民プールの解体や各小学校の耐震補強工事、新年度も文化センター、健康センター等、町発注工事が出ているわけでありまして。町の中小零細事業者の皆さんを初め、職人の皆さんも何かしら仕事にありつくと大変期待しているわけでありまして、さっぱり回ってこない、こういう話が出ております。町は、工事契約者に町内業者を使うよう、あるいは町内の職人の皆さんを使うよう指導しているのかどうか。していないとすれば、直ちに指導してはどうかお尋ねをいたします。

次に4番目、住宅リフォーム助成制度について、検討結果と実施の見通しについて質問をいたします。

中小零細事業者の仕事づくりに各地で成果を上げているのが住宅リフォーム助成制度で、今、全国に広がっています。全国商工団体連合会の3月31日調査によれば、30都道府県で154自治体が既に実施しているそうです。県内においても、42市町村で何らかの個人住宅助成制度が実施されています。この制度は、地元中小業者の仕事確保とともに地域経済の活性化につながると地域住民からも喜ばれ、地域経済への波及効果も明らかになっています。これまでも一般質問や予算要望の中でも、町民の要望として取り上げてきたところであります。町当局は検討すると言ってきましたが、その結果と見通しについて、実施するのもしないのか。実施するとすれば、いつから実施するのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議いたします。

（午後 1時49分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 2時04分）

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 失礼しました。6番、棚木良一議員の質問にお答えいたします。

初めに、県のプルサーマル受け入れに対する見解についてのおたかしであります。ことし1月に東京電力から、福島第一原子力発電所第3号機におけるプルサーマル実施の申し入れを受けた件は、耐震安全性の確認、高経年化対策の確認、MOX燃料の健全性の確認の3つの技術的条件がすべて満たされることを必要不可欠な条件として受け入れると、ことし2月定例県議会において佐藤雄平知事が表明しております。私は国・県の原子力政策に対して、基本的には立地自治体の意向と県民の安全・安心を最優先にするという県の方針に理解をするものであります。

しかしながら、プルトニウムという人体に強い影響を与える物質を使用すること、さらに施設面でもプルサーマル実施に耐え得るか等、懸念があることも承知しております。それら懸念について、施設面での安全性については、今月初めに実施された経済産業省原子力安全保安院による原発第3号機の立入検査の結果で判断されることとなりますが、その施設及びMOX燃料を取り扱う東京電力に対しても、安全かつ適正なプルサーマル実施、そしてより一層の情報公開や組織管理の徹底について、立地市町村及び県と連携しながら働きかけるとともに、それをチェックする体制のさらなる強化についても県に要望するなど、地域の安全・安心の確保を目指して取り組んでまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国保の制度改善についてのおたかしについて、通告項目ごとにお答えいたします。

初めに、子供に対する被保険者証を交付する場合についてですが、昨年4月に施行された国民健康保険法の改正では、被保険者資格証明書世帯に属する中学生以下の子供に対しては、有効期間を6カ月とする短期被保険者証を交付することとしています。これを受け、厚生労働省では、昨年12月に短期被保険者証の交付に際しての留意点について通知を行っています。これは世帯主が窓口を受け取りに来ない場合でも、電話連絡や家庭訪問等により、速やかに手元に届けるよう配慮を求めたものであります。矢吹町では、現在まで資格証明書を発行した世帯がなく該当しておりませんが、通知の趣旨に沿うよう努めてまいります。なお、ことし5月の国民健康保険法の改正で、7月1日より対象年齢を高校生以下までに引き上げたことに伴い改めて発せられた通知では、短期被保険者証世帯に属する高校生以下の子供に対しても有効期間を6カ月以上とすることの内容が追加されたため、現在、保健福祉課において準備を進めているところです。

次に、被保険者資格証明書の発行は慎重に行うようにとのことについてですが、この件に関して、厚生労働省から平成20年10月に通知が発せられています。これは基本的な考え方として、事業の休廃止や病気など、保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず長期にわたり保険税を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付するものであり、機械的に発行することのないよう求めているもの

です。一方、収納率の向上は国民健康保険事業の運営上、極めて重要であるため、悪質な滞納者に対しては滞納処分など、厳正な収納対策を求めています。町では、近隣市町村の対応など資料を収集し、収納対策要綱の改正を含め慎重に準備を進めているところですが、長期にわたり国保税の納税がなく、相談・調査に応じない、短期被保険者証の更新をしないなどの方に納付相談に応じていただく手段として活用していく考えであります。

次に失業者の国保料減免についてですが、町では国民健康保険税の減免に関しましては、昨年12月の議会において議決を受けました条例により、一定以上の損失を伴う災害を受けた者、自己都合以外の失業、休業、廃業者、または疾病、負傷により就労することができなくなった者及び保険給付の制限を受けた者について、申請に基づいて減免を講じることができることとなっております。これにつきましては、広報等により住民に周知をしておりますが、現在まで保険給付の制限者から1件の申請があり、減免額は11万8,700円であります。

国におきましては、この3月に国民健康保険法の改正が行われ、非自発的失業者に係る国民健康保険税の算出において、前年の所得を100分の30相当に減額し計算する課税の特例措置が創設されました。町でも今議会に、この内容に係る国民健康保険税条例の一部改正を上程しております。この改正により、現行の減免条例の施行規則で重複する自己都合以外の失業の部分については削除いたします。

減免及び特例措置を受けるには、災害やリストラ等、本人みずからは避けることができない事由が発生した場合のみ適用されます。自己都合等の理由による失業者に対しましては、この減免条例及び特例措置のいずれにも該当せず、課税に当たりましては従前のおりとなります。なお、一定の低所得者に該当する場合は、7割、5割、2割のいずれかの軽減措置が講じられることとなり、平成21年度には、2,857世帯中1,312世帯が軽減措置の対象となりました。本年度は2,823世帯中、1,408世帯が対象となる予定であります。

次に、窓口負担の減免についてですが、国民健康保険法第44条第1項では、保険者は特別の理由がある被保険者で、保健医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免、または徴収猶予の措置をとることができることとされています。このことは、医療機関の未収金の主な要因が生活困窮と悪質滞納となっている現状にあつて、特に生活困窮者の被保険者の一部負担金を減額するものです。現在、県内においては平田村、鮫川村のほか、白河市で実施されていますが、利用はほとんどない状況にあります。

厚生労働省では、昨年度に複数の市町村でモデル事業を実施し、今年度、その結果を踏まえて市町村に対し通知する予定とされていましたが、きょう現在、通知は発せられておりません。町といたしましてはその通知に基づき、医療機関と連携を図りながら方策について考えてまいります。

以上で、国保制度の改善についての答弁とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中小零細事業者への支援と仕事づくりに対する町の対策についてのおたただしですが、本町では町内中小零細事業者対策として、いち早く小規模修繕契約希望者登録制度を導入し、現在、21事業者に登録していただいております。小規模修繕等の際には登録業者に発注するよう配慮をしております。また国の緊急経済対策であるきめ細かな臨時交付金事業として、学校教育施設等の修繕を初め、34事業で総額7,800万円強の積極的な取り組みによる地元中小零細事業者への配慮や、企業誘致に関連した工場建設工事及び受発注に伴う地元事業者活用の要請等を積極的に推進しております。

次に仕事づくりについてであります。毎年調査を行っております企業実態調査にて町内企業の実態と受発

注の状況を把握しながら、町内事業者の経営者で組織しておりますやぶき経営懇話会による相互事業者での情報交換を密にし、受発注が町内で拡充するよう働きかけを行っております。また、さらに新たな事業拡大が図れるよう、農業・商業・工業の各産業が連携し、または融合することができる施策として、県南地方の豊かな地域資源、地域力を生かしながら農林業者と商工業者の地域連携を目的として、ことし5月に設立された「しらかわ・地域産業6次化ネットワーク」に積極的に参加しております。なお、本町においても産業活性化支援センターを立ち上げ、支援対策等の強化を行い、町内事業者の仕事の拡充と、その効果による雇用の創出を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳しい発注の件数、発注金額については総務課長に説明させます。また、矢吹中学校等の工事に伴う下請工事について町内業者に発注していただく要請はしてまいりましたが、今後できるだけ早い機会に再度要請し、地元の業者に発注していただけるよう今後も努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上で答弁……あ、失礼しました。

次に、住宅リフォーム助成制度の検討結果と実施の見通しについてのおたがしであります。住宅リフォーム制度につきましては、耐震対策・バリアフリー・省エネ対策など、住まいをより安全・安心、快適な状態にすることを目的に国において制度化され、所得税の控除、固定資産税の減免、補助制度、融資制度などの各種優遇措置が設けられております。また他の自治体においては、経済・雇用対策の一環として、既存住宅の耐久性・耐震性を向上させるために住宅をリフォームする際に、一定の補助金を交付し、工事の際は入札参加資格登録業者、または小規模修繕登録業者に限定するなど、地元業者の保護・育成を図っている自治体等もあります。

町におきましては、耐震対策のうち、木造住宅耐震改修事業に対する補助金については制度化していないものの、災害時における町民の生命と財産を守ることを目的に、木造住宅の耐震診断者派遣事業の実施や、心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援、家庭で介護する人の負担軽減のために手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合の改修費の一部助成を行っております。

また、建築物耐震改修等事業の県内市町村の制度導入と改修の実績であります。平成20年度には6市町村で改修の募集を行い、2戸の耐震改修に対する補助を実施しましたが、平成21年度には5市町村で募集を行い、希望者が1件もない状況となっております。今後は建築物耐震改修等事業の導入、さらには国が制定したリフォーム制度に対する町独自の補助金上乘せなどについて、他の自治体の動向や厳しい財政状況の中、実施が可能かどうかさらに検討を深め、安全・安心、快適な住まいづくり、さらには地域経済の活性化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、棚木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 6番、棚木議員の質問にお答えをいたします。

小規模修繕契約希望者の平成21年度の件数並びに金額等の実績でございますが、修繕等の発注件数は394件ございました。金額で1,911万7,000円、このうち小規模修繕登録業者が受注した件数は142件、金額にしまし

て490万円、修繕に占める登録業者の受注割合は36.04%となっております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 再質問ありますか。

6番。

○6番（棚木良一君） 最初に、県のプルサーマル受け入れに対する町長の見解について再質問をいたします。

県のプルサーマル受け入れに対しては、私ども日本共産党の県議団はこれまでもプルサーマル計画の受け入れをしないように知事と議長に申し入れ、また知事の受け入れ表明にも、県民の意見を聞けと抗議し、プルサーマルは危険、安全・安心優先で受け入れ撤回を申し入れてきました。私も、県のプルサーマル受け入れは、町民の安全・安心から絶対に容認できないし反対であります。今回、民主党政権は、自公政権のもとで一たん廃止された原発交付金について、ことし7月までにプルサーマルに同意する自治体に30億円を交付することとし、さらに95年にナトリウム火災の重大事故を起こし中止していたもんじゅを急ぎ稼働させ、こうした中で知事がプルサーマル受け入れを表明したことは、30億円の金と引きかえに県民の命を売り渡すようなものではないでしょうか。未来の子供たちへ禍根を残すようなことはなすべきではありません。町長は町民の命と暮らしを守る立場から、このプルサーマルの受け入れの撤回を知事に申し入れるべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、国民健康保険の制度改善について1番から4番までやったわけですが、資格証は慎重にということ町長から答弁をもらったわけですが、事務連絡で、経営難や失業など特別な事情がある場合は資格証を出してはならないという通達も出ていると思います。そういう点で当然、相談に来て、そういう事情があれば短期証を出すということだと思うんですが、そういうことで理解していいのかどうか確認したいと思います。払えるのに払わない、こういう場合は当然そういった対応は当たり前のことだと思います。また失業者の国保税減免については、今回も国の法律改正でいろいろ変わったということで、これについては理解をいたします。あと子供の保険証交付についても、今度は高校生以下ということになって、これについては大変喜ばしいことだと思うんです。これは矢吹町でも、親が相談に来ないからといって短期証を渡さないと、送付しないというようなことではないと思うんです。親が相談に来なくても、短期証はもう送付するということでもいいのかどうか、その辺も確認したいと思います。

4番目に、窓口負担の減免推進なんですが、これは前にも言ったと思うんですが、現役世代が今現在、国保の場合は3割負担なんです、窓口で払うのは。お年よりは1割から3割という高過ぎる窓口負担を苦にして、結局医者にかからない、こういうことが深刻化しているわけです。そういう点で、そのためにやはり命を落とすという人もいるわけです。日本政策医療機構の調査によれば、世帯収入300万円未満の世帯では、過去1年間にぐあいが悪くなくても医療機関に行かなかった人が4割に上ることが報告されております。ですから、医療の根幹はやはり早期発見・早期治療なんです。ですからそういった点では、やはり窓口負担の減免というのは非常に大切ではないかというふうに思うんです。当然、これをやったところについては、国も自治体に対して財政支援を行うということを言っているわけですから、やはり、いわゆる白河やよその市町村と同じく一日も早く実施してほしいというふうに思うわけです。その点について再度聞きたいと思います。

それと中小零細業者の支援策と仕事づくりについて、いわゆる、総務課長からも小規模修繕登録制度ですか、

これについて報告があったわけですが、314件で1,970万。そのうち小規模の人は490万しか仕事がないと。前にも言ったと思うんですが、町長は答弁の中で、私が30万円から50万円にということで言ったときには、30万を超える金額については、既に一定の業者が仕事を受注しているわけでございますということで、町としてもなかなか多くの仕事を発注できないということがございますので、そういう方に下限を上げてやる事業を設定することになれば、今まで受注していた業者への影響がどの程度出るかということについても検討しなければいけないというようなことを言っているわけですが、いわゆる指名業者は上は何億も、あるいは下は300万とか500万もできるんですね。ところが、いわゆる小規模修繕登録業者は指名業者ではありませんので、こういった方々が142件でたったの490万、これしか町は仕事を発注していないということなんですね。ですからそういった点では、私は今の公共工事のいわゆる落札率から見れば、そういった点では、改善をすればもっとこういった中小業者に仕事を回すことができるのではないかと、仕事もつくれるのではないかとというふうに思いますので、そういった点で努力をしていただきたいというふうに思います。

特に今、矢吹町は職人の方々が多いんですね。大工さんとか左官屋さんとかそういう方が。ですからそういった人たちが仕事がないわけですから、仕事がなければ収入がない、税金も滞納すると。そういう悪循環になるわけですから、やはり町民の皆さんが安心して暮らせるように町が、行政が応援するということが必要ではないかと思っておりますので、そういった点では本気になって取り組んでいただきたいというふうに思いますので、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

住宅リフォーム助成制度について町長は今いろいろ言いましたけれども、県も新年度から県産材を使用した新築住宅に対する30万円の補助が今度はあるわけですが、しかし県全体で50戸分ですから、これはもう町に1軒くらいしか回ってこないということになってしまいますので、これでは全然活性化にもならないと。また国や県の補助についてもなかなか、いわゆる波及効果がないんですね。私が言っている住宅リフォーム助成制度が30都道府県で154自治体にあつという間に広がっていくというのは、やっぱり建築関係……住宅リフォームというのは建築関係ばかりではないですから。電気工事や家具からいろんな業種があるわけですから、波及効果も自治体の補助金に対して20倍以上、大きな波及効果があることがわかっているんですね。ですからそういった点で、この深刻な状況にある大工さんたちの仕事をふやすためにも、町としても一日も早くこの住宅リフォーム助成制度を創設すべきだというふうに思います。参考までに、いわき市では個人が地元業者に頼んで住宅をリフォームする場合、市が費用の1割、上限15万円を助成しています。この助成が呼び水となって、地元の大工さんたちに仕事が生まれているということも聞いていますので、そういった点で本気で取り組んでいただきたいというふうに思います。その点についても再度お尋ねいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目のブルサーマルについては、共産党のご意見はお伺いさせていただきました。町民の命と暮らしを守る立場ということでございますけれども、これはもちろん当然でございます。先ほども答弁させていただきましたように、県の動向含めて連携を図りながら、今後、町としてどうするかということにつきましても慎重に

考えていかなければならないだろうというふうに思っております。私については先ほど答弁させていただきましたように、県のそうした動きに賛同を示す者でありますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それから資格証の問題については、柵木議員がおただしのように、正当な理由がある場合については町としても資格証を出す方向で動いておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。また、子供の保険証について親が相談に来なくとも保険証を交付するよにということにつきましても、これについての柵木議員のおただしのおり、町としましては、親が直接相談に来なくても、該当される子供については町のほうから連絡を密にしながら趣旨を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

窓口負担についても、医者にかからない方が、高額な窓口負担をするために医者にかからない人が多いというようなことをごさいます。これらについて町の状況がどうなっているかについても、精査を加えていきたいと思っております。早期発見・早期治療という観点からも、窓口負担が重いというようなことが矢吹町としてもはっきりとした場合には、何らかの措置はとっていかなければいけないだろうというふうに思っておりますので、これについても協議を進めて、調査をしながら協議を進めてまいりたいと考えております。

仕事づくりについてでございますが、394件中142件、金額が小規模事業者のほうで受注する件数、金額が少ないのではないかとごさいますし、またこの金額を30万から50万に上げてはどうかというようなことにつきましても、再度、これらについても内容等を精査しながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。リフォームについても、詳しいいわき市の例もお聞きしました。大変、県のほうも財政が厳しいということで、59市町村ある中で50件の助成ということで限定されております。町としましては財政の状況、費用対効果、優先順序等を含めて、これらについても十分に協議をしながら検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

6番。

○6番（柵木良一君） 1番の県のプルサーマル受け入れに対する町長の見解はということで、町長の答弁もある程度は理解するわけでありまして、立場が立場ですから。それでご承知のことと思っておりますが、県の弁護士会もプルサーマルの受け入れ反対の表明をしているんですね。県弁護士会の声明では、県民から意見を広く求める機会が設けられていないこと、MOX燃料の危険性や必要性、安全性に関する十分な討論や検証がなされていないまま性急な実施に踏み込むべきではないと、こういうことで反対をしております。いわゆる今回は、同じ佐藤知事でも前の栄佐久知事のときに、このプルサーマルについては福島県エネルギー政策検討会でもけんけんごうごうやって疑問点を提起していたんですね。そういう点では今回は、そのときにまとめたものからすればいわゆる悪い方向に行ってしまうということで、今回のプルサーマルの受け入れは大方の県民が支持したよい政策を覆すことであり、原発の増設や最終処分場で交付金をもらいたい一部の市長の受け入れを求める意見に付することは、子孫に一層の困難を押しつけることにもなると、こういったこともありますので、私は原子力に反対する人も賛成する人も、このプルサーマルの受け入れだけは絶対に撤回するように今後も強く求めていきたいというふうに思っておりますので、町長は立場が立場だからということで私も理解するんですが、そういうことで、立場は立場であっても、本当に町民の命、暮らしを守る立場から、やはり県知事に撤退を強く申し入

れるべきではないかというふうに思います。そういうふうに私は要望しておきます、これについては。

いわゆる4番の国保の関係で減免、いわゆる医療費の負担軽減ですね、国保のいわゆる窓口負担の軽減。これについては先ほども言いましたように、やはり早期発見・早期治療が一番なんですから、まして国も応援するというのですから、一日も早くこの窓口負担の減免条例を制定していただきたいと思います。それについても再度、町長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 残り時間3分ですからまとめてください。

○6番（棚木良一君） 中小零細業者への支援策と仕事づくりについてです。先ほども答弁があったんですが、平成20年度では465万円なんですね、小規模。これは20業者で129件。そして465万。ことしは21年度で、142件で490万、大体総額は同じくらい、大して変わらないんですね。30万まで行かない。ですから142件、20年度は129件です。ですからやはり今回、新年度で自治会の支援とかそういうあれも300万円ですか、予算化しましたけれども、やはり町民の暮らしを守る方向にも予算をつけるということが大切でないかと思うので、そういった点で、先ほども言いましたけれども、仕事づくりのほうに頑張っていたいただきたいというふうに思います。特に、このお金が容易でないような話がされましたけれども、先ほども言いましたけれども、いわゆる町の公共工事、いわゆる私から言わせればなかなか、競争入札だけれども、みんな1回入札で、よその町外の業者が入ったときには競争になりますけれども、そうでない限りは落札率は90何%ですから。ですから、そういった点でもう少し工夫をすれば財源も出てくるというふうに思いますので、そういった努力をして、1件でも多くこうした零細業者に仕事を回すと。それと指名業者に指導していただきたいのは、自分が町の公共工事をとれば、もう自分が好き勝手にどこに頼んでもいいというような風潮は私はなくしていかなければならないのではないかなと思うんです。やはり循環させると、皆さんの税金でやっているわけですから。それを全部町外の業者にやらせて、もうかればいいんだというような考え方はやはりなくしていかなければならないと思うんです。片方では仕事がなく泣いているわけですから。そういった点で、ひとつ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、時間です。

○6番（棚木良一君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1点目の国保窓口負担の件でございますが、今ほども棚木議員からありましたように、命というのは非常に大切だと、こうしたことも十分に勘案しながら、今後十分に協議を進めていきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

さらに中小企業者の件でございますが、件数も金額も大した変わりがないんじゃないかということで、20年度、21年度の比較で数字を比較しておりましたが、これらについては今、現下のこういう厳しい情勢でございますので、件数も金額も多くならないということについてもご理解をいただきたいと思っております。町のほうではそう多くの数を発注できていないということも、十分にご理解を賜りたいと思っております。ただ棚木議員のおた

しのように、町としてもできる限り地元の中小企業の立場を勘案しながら、地元業者に仕事が回るような、そうしたことについても気を配っていきたいというふうに思っておりますし、地元企業についても、仕事を循環させるということで地元の業者に仕事が向くように、そうした努力も今後努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○議長（柏村 栄君） 以上で、6番、棚木良一君の一般質問を打ち切ります。

これで通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより町長から提出されました議案等に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 今回の補正予算に関連しながら質問をしていきたいと思っております。

今回、764万1,000円という補正予算としてこの議会に上程してありますけれども、22年度の当初予算を眺めてみますと、職員の皆さんの研修にと1,300万以上の金額を研修費としてとっておるわけでありまして、聞くとところによりますと職員の研修も、行政に関係ある研修はこれは進んで研修すべきだと思っております。しかし今年度の職員研修は、人間教育の研修に職員を出すという、こんな話が職員の皆さんからありまして、この人間教育の研修というのは、昨年も10人ほどの募集をして実際には4人の方が行ってきたわけでありまして、その研修がどうだったかということも、予算の内容も、どのぐらい経費がかかってどのぐらいの研修をしたかというようなことも今回9月の議会にならないとわからないんでしょうけれども、この研修予算の差額もわからないわけでありまして。今年度も、またそういった研修を行う予定だったとのことで、しかし当初は希望をとって、課長補佐の皆さんたちをやるというようなことで、1人もいなかったんだというようなことで、そうしたら今度は矛先が変わり、課長さんたちに行ってくるかというようなことで指名がなされた。ところがこれは、下の者が行かなかったということで上の者が行ってこいということは、俗に悪い言葉で言えば踏み絵にならないかということですね。課長が行かないのにおれら行ってられねえというようなことで部下の人間が行かないということになって、今度は課長に行ってこいと、これはちょっとおかしいんじゃないかと私は思う。職員の皆さんが、こういう研修に大事な町民の皆さんの税金を使いながら職員が喜んで出席しないということはどうなんだろうということで、私も、今回補正が700何十万も出たんですけれども、こういった研修に何百万の金額が我々の3月の当初予算に出て、我々も中身を把握できないままに賛成をして予算化を認めたわけでありましてけれども、そういった形で今、我々も調査内容を洗ってみると、いろんな場所からこういったことに対して不満の声が出ているということで今回町長にお聞きしたいわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

職員の研修について、行政に係る研修ではなくて人間教育の研修ということで、角田議員にも人間教育の研修の必要性というものはご理解をいただいているのかなというふうに思っております。町は今、新入材育成基本方針というものを定めております。議員の皆さんも、お手元に配付させていただきましたので、その内容等については十分承知いただいているものというふうに思っております。組織というものは人材の育成、人を養成するのが非常に大切でございまして、これについては行政、民間等を問わず、人間を育成していくということは組織においては非常に大切なことであろうということで、今回、従来にない形で、職員教育の中に従来の行政の研修と、さらには人材育成を主眼にした人間づくりの教育に観点を置いた、こうした人材育成の研修というものを取り入れさせていただいております。

今回、希望をとって課長補佐ということであったが、下の方から申し込みがなかったということではなくて、課長の研修と課長以下の主幹以下の研修という2つの研修体制をとらせていただくことになりました。もちろん課長補佐のほうから申し込みがなかったということも事実でございますし、また課長のほうからも、研修には行きたくない、いかななものかというような声があつて、今回、時期を再度ずらしながら、もう一度課長、さらには課長以下の職員との話し合いの中で、この人材教育についての協議を進めることとなっております。職員の能力開発に主眼を置くということについては、町では人員適正化計画というものを立てながら、少ない人数でより職員の能力を前面に出した中で、少ない人数であっても住民のサービスの質を落とさないためにどのような教育が必要なのかということでこうした研修を取り入れさせていただきましたので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思っております。決して必要ではない、もしくは無意味な研修というようなとらえ方を、私自身も、そして主幹の担当課の中でのそうした議論にはなっておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほか、ございませんか。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 今、町長のほうからお話を聞きますと、中止になったじゃなくて延期になったのかな、また相談をしながらやるというようなことでありますけれども、今回の当初予算の見直しというようなことでやるのも方法であるかと私は思います。また同僚議員からもあつたように、今回、宮崎県の川南町のとか、あいつたどれほどの被害だかわからないようなところに歩くわけだから、今度、職員さんたちが研修に行かないというようなことで何百万もの金が見直ししなければならぬというようなことであれば、思い切つて矢吹町の意として、この金額を川南のほうにやるというのも一つの方法かと私は思うわけでありまして。また今回、職員の皆さんがそういった中で、町長に初めて反旗を翻したのかなと私は思うわけで、今、宮崎県も国もそうだったんですが、この課長補佐や課長さんたちがみんな研修に行っていなかったときに、もし矢吹町がそういった状況になったときだれが指揮をとって、だれが町民を守ろうかといったときには、やはりこの優秀

な課長補佐がいなければ大失態になるんじゃないかということも考えております。

また研修を、私はやるなと言うんじゃないです。やるならば30代、40代の若い、これから管理職になるような職員さんたちを立派な職員に育て上げるのもやっぱり野崎町長のこれからの手腕だと思います。課長とか課長補佐をどんどん研修にやるなんてことは、もうあと三、四年しかない還暦間近な人間を研修にやって、自衛隊のなじみまじりのそういった指導の中で耐えられるかどうか。体を壊して、今度は町をやめっぺなんていうような職員が出ているんならば、逆に30年、40年培った職員の能力をもったいないと私は思うので、やはりこれはもう少し考えて、研修をやるんなら30代、40代の立派な職員をつくっていただきたいという要望をして、私は終わります。

○議長（柏村 栄君） 要望でいいですか。

○8番（角田秀明君） ああ、いいですよ、要望で。

○議長（柏村 栄君） 町長、答弁したいようなので、町長。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の研修の予算と川南町の支援については別物だというふうに、まずは理解していただきたいなというふうに思っております。川南町の支援については町としてできる限りの誠意ということで、十和田のほうと協議をしながら、今町でできること、両市で、両市長でできるというような誠意のある金額、さらには真心のこもった支援ということで、議員の皆さんのご協力もそうでございますけれども、全庁挙げて支援体制をとっていくということでございますので、そうしたお金の使い方とは目的を別にして考えていただきたいなというふうに思っております。

また50代、もう二、三年で終わる職員に研修が必要ではないというふうに私は理解しております。そういうものではないというふうに理解しております。職員が二、三年で仕事を終えようとしても、やはり研修というものは必要だろうというふうに思っております。そしてこの研修のねらいは、職員いじめの研修ではなくて、今管理職として、当然時代が要求されているそういう研修を受けていただく、先ほど自衛隊のようなというように表現があったんですが、管理職の研修については管理職用の研修というものがございまして、上級者向け、要するにリーダーとして、指導者として真に、体に、そして心の中に求められる、そういった研修をねらいにしております。ですから研修の内容も違いますし、私自身は、この研修は管理者にとっては非常に大切な研修だというふうに理解しております。ただ何といえますか、研修の内容が誤解されて管理職の皆さんに理解されている部分があるというようなことも、私自身の言葉が足りなかったためにそうした忌避反応を起こしたと。ですから反旗ではなくて、忌避反応を起こしたのかということについては十分反省しておりますし、そうした意味においては、今後も研修所の指導教官、校長先生などと呼んで、研修の内容等を十分に理解をしていただくような形で今後職員のほうに理解を深めていきたいというふうに思っておりますし、また30代、40代の立派な職員を養成するというようなねらいも含めて、そうした今後町を担っていただく指導者を養成すべく、この研修も趣旨の徹底を図りながら参加をしていただくように、そうした環境を整えていきたいというふうに私自身強い決意で臨んでおりますので、議員の皆様にも、この研修が何たるかを十分に理解していただいた上で職員と話し合いを進めていただければ大変ありがたいなと思っております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願の付託

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第38号については8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第39号については7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員を朗読させます。

事務局長。

〔「資料配付します」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 資料、配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（柏村 栄君） それでは、事務局長。

○事務局長（坂路寿紀君） それでは、朗読いたします。

第1予算特別委員会、平成22年度一般会計補正予算の審議になります。青山英樹議員、鈴木隆司議員、藤井精七議員、大木義正議員、熊田宏議員、諸根重男議員、根本信雄議員、栗崎千代松議員。

第2予算特別委員会、平成22年度特別会計補正予算の審議になります。竹元孝夫議員、鈴木一夫議員、棚木良一議員、角田秀明議員、永沼義和議員、遠藤守議員、吉田伸議員。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第35号、第36号、第37号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、6月4日まで受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時55分)

